

第一八九回国会 我が国及び国際社会の平和安
全法制に関する特別委員会 第二十一号

平成二十七年九月十七日（木曜日）

午前九時八分開会

委員

委員の異動

九月十五日

辞任

川田 龍平君

又市 征治君

主濱 了君

九月十六日

辞任

神本美恵子君

片山虎之助君

仁比 聡平君

九月十七日

辞任

大野 元裕君

補欠選任

片山虎之助君

福島みずほ君

山本 太郎君

補欠選任

那谷屋正義君

東 徹君

小池 晃君

補欠選任

森本 真治君

出席者は左のとおり。

委員長

鴻池 祥肇君

理事

石井 準一君

佐藤 正久君

塚田 一郎君

馬場 成志君

堀井 巖君

北澤 俊美君

福山 哲郎君

荒木 清寛君
清水 貴之君

愛知 治郎君

石田 昌宏君

北村 経夫君

上月 良祐君

高野光二郎君

高橋 克法君

堂故 茂君

豊田 俊郎君

三木 亨君

三宅 伸吾君

宮本 周司君

山下 雄平君

山本 一太君

山本 順三君

小川 勝也君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

小西 洋之君

那谷屋正義君

白 眞勲君

広田 一君

森本 真治君

蓮 舫君

谷合 正明君

平木 大作君

矢倉 克夫君

東 徹君

井上 哲士君

小池 晃君
山田 太郎君

和田 政宗君

水野 賢一君

福島みずほ君

山本 太郎君

荒井 広幸君

安倍 晋三君

岸田 文雄君

中谷 元君

国务大臣

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

国务大臣

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

常任委員会専門員

宇佐美正行君

本日の会議に付した案件

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（小野次郎君発議）

○在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外一名発議）

議)

○合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案 (小野次郎君外一名発議)

○国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案 (小野次郎君外一名発議)

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案 (小野次郎君外一名発議)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案 (小野次郎君発議)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案 (小野次郎君発議)

○委員長(鴻池祥肇君) 委員会を開会……(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) 委員会が開会しているんですよ、今……席へ……開いてなかったじゃない……(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) だから、委員会開いているじゃない。(発言する者あり)

ちよつと相談させるから……ちよつと、与党がちよつと話を……(発言する者あり) メモがあるかないか分からないけど、私が職権で理事会の部屋を変えたんだから。(発言する者あり) だけど、理事会で協議することはもうないじゃないですか。(発言する者あり) お話ししてもしょうがないけど。作法ですね。これ

壊したやつ作法はちゃんと心得とけよ。(発言する者あり) だから、合意したのは知っていますよ、当然、当然知っています。(発言する者あり) だまし討ちではないんですけどね。昨日のような混乱はお互いに避けないと損ですよ。

これ全部出ているのと違う、これ、話、委員会開会しているから。俺まだ言っていないよ。速記止めるとは言っていない。(発言する者あり)

まあ一遍、一度速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

休憩。

午前九時二十八分休憩

午前九時四十五分開会

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまから我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに……(発言する者多し)

私に対する不信任の動議がたまたま手渡されました。佐藤正久君に、理事、佐藤正久理事に委員長の職務を委託いたします。(発言する者多し) じゃ、決めてください、取消し。(発言する者あり) 分かった。よし。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕 (発言する者多く、議場騒然、聴取不能)

○理事(佐藤正久君) 委員長が命令したんです。(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)

理事だけ、理事だけ。離れてください、離れてください、離れてください。離れなさい。動議にかけますよ、懲罰動議にかけますよ。(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) 離れなさい。

それでは……(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) 討論を含めて、会派含めて、しっかりと、趣旨説明……提案説明理由の時間及び、及び討論者について協議を願います。場所はここでお願います。理事会の場所は……(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) 理事の方々は、理事の方々は、討論者……会派、あるいは提案理由説明の時間等について協議を願います。(発言する者多く、議場騒然、聴取不能) この場所でお願います。(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)

午前九時五十三分休憩

午後一時開会

〔理事佐藤正久君委員長席に着く〕

○理事(佐藤正久君) ただいまから我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を再開いたします。

委員長不信任の動議が提出されましたので、理事会における協議の結果、私が暫時委員長の職務を行います。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、主濱了君、川田龍平君、又市征治君、神本美恵子君及び仁比聡平君が委員を辞任され、その補欠として山本太郎君、東徹君、福島みずほ君、那谷屋正義君及び小池晃君が選

任されました。

また、本日、大野元裕君が委員を辞任され、その補欠として森本真治君が選任されました。

○理事（佐藤正久君） 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君不信任の動議を議題といたします。

まず、提出者から本動議の趣旨説明を願います。福山哲郎君。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

本日、鴻池祥肇特別委員会委員長の不信任の動議を提出をさせていただきました。

その不信任の理由について、趣旨を御説明申し上げます。

まず冒頭、鴻池祥肇特別委員会委員長は、七月の二十七日に本会議で始まったこの安保法制の審議に対し、七月の二十八日の委員会から見事に公正公平な運営をなされてこられました。特に、あの法的安定性は関係ないと発言をした総理補佐官に対しての我々の参考人招致に対して、憲政史上初めて、委員長の御英断で、十五分の審議とはいいながら、補佐官を国会にお呼びをいただきました。これは鴻池委員長の御英断がなければできなかったこととございまして、私は大変頭の下がる思いでございます。

その鴻池祥肇委員長が、磯崎補佐官に対して八月の三日に御発言がありました。

「参議院の存在というのは、先人が苦勞して二院制に持ってきて、さきの大戦の反省から、

貴族院が止められなかったあの軍部の戦争に至った道というものを十分反省をしながら、参議院の存在を一生懸命つくり上げた。そのことは、衆議院と参議院は違うんだと、表現が少しきつくなるかもしれませんが、衆議院の拙速を戒めるのが参議院である、もう一つは衆議院の足らずを補完していく、補っていくのが参議院である、できれば、できるだけ合意形成に近づけていく、こういうのが参議院の役割の一つだと思っております、私は。多くの方々もそうだと

思っております、私は。多くの方々もそうだと、参議院の審議をしているさなかに、九月中旬にこの法律案を上げたいという発言については、「これは磯崎補佐官が言われた発言についてです、「発言についてはいかがかと思っております。もう一つ言いますと、我々参議院は、衆議院の下部組織じゃない、官邸の下請やっているんではない。この辺りをひとつ補佐官にたしたいと思えます。」と、これが八月の三日の鴻池特別委員会委員長の御発言でございました。

私は、もう十七年ほど国会にいらしていただいております。自民党の昔の先輩議員は与野党を超えて大変かわいがっていただきました。いろんなことを、国会のルールやしきたり、政治というのはどういふものか、多く御示唆をいただきました。今の自民党の先輩議員はなかなかそういう方が残念ながら少なくなっている中で、鴻池祥肇委員長は、本日に最近では希有な、我々と野党を超えて御指導いただく尊敬すべき委員長でいらつしやいました。時には冗談を言い、時には厳しく御指導をいただき、そして男の美

学を持ち、男だけではいけないな、鴻池祥肇委員長自身の美学を持ちながら、本当に私は、尊敬すべき与野党を超えた大先輩だというふうな考えでございました。

昨日の地方公聴会も、一昨日の中央公聴会も、鴻池祥肇委員長がいなければ多分実現をしなかった。そして、その中央公聴会は、残念ながら強行採決でやられました。職権で決めるときは、鴻池委員長の、何とも言えない、俺はやりたくないという顔つきは、私は大変立派な委員長だったと思えます。

そして、昨日の地方公聴会、そしておとこの中央公聴会、たくさんの方々が本場に真摯に率直に御自身の意見を言われました。鴻池委員長もその御意見をしっかりと受け止めておられました。

例えばSEALDsの奥田君は、一つは、今全国各地でどのようなことが起こっているか、人々はこの安保法制に対してどのような声を上げているか。一つ目は、この安保法制に関して、現在の国会はまともな議論の運営をしているとは言いがたく、余りにも説明不足だということ。端的に言って、このままでは私たちはこの法案に対して到底納得することができません。政治家の方々への私からのお願いです。

まず第一にお伝えしたいのは、私たち国民が感じている安保法制に対する大きな危機感です。この安保法制に対する疑問や反対の声は、現在でも日本中でやみません。つい先日も国会前では十万人を超える人が集まりました。この行動は、何も東京の、しかも国会前で行われている

わけではありません。私たちが独自にインターネットや新聞などで調査した結果、日本全国で二千か所以上、数千回を超える抗議が行われています。累計して百三十万人以上の人が路上に出て声を上げています。この私たちが調査したものの以外にもたくさん集会が、あの町も、この町でも行われています。全国各地で声が上がると、人々が立ち上がっています。声を上げずとも疑問に思っている人はその数十倍もいるでしょう。

強調しておきたいことは、政治的無関心と云われてきた若い世代が動き始めていることです。どこかの政治団体に所属しているとか、誰かに言われているからとか、動員的な発想ではありません。私たちは、この国の民主主義の在り方について、この国の未来について、主体的に一人一人、個人として考え、立ち上がっていったのです。私たち一人一人、個人として声を上げています。不断の努力なくして、この国の憲法や民主主義、これらが機能しないことを自覚しているからです。政治のことは選挙で選ばれた政治家に任せておけばいい、この国にはどこかそのような空気があったように思いますが。それに対して、私たちこそがこの国の当事者、つまり主権者であること、私たちが政治について考え、声を上げることは当たり前なんだということ、そう考えています。

今、デモなんていうものは珍しいものではありません。路上に出た人々がこの社会の空気を変えていったのです。デモや至る所で行われた集会こそが不断の努力です。そうした行動の

積み重ねが、基本的な人権の尊重や平和主義、国民主権といったこの国の憲法の理念を体現するものだと私は信じています。それが民主主義だと思えます。

これ、おとといの彼のメッセージです。

そして、彼は、仮にこの法案が強行で採決されるようなことがあれば、全国各地でこれまで以上に声上がるでしょうと言っています。当然、この法案に関する野党の方々の態度も見ています。本当にできることは全てやったのでしようかと。私たちは決して今の政治家の方の発言や態度を忘れません。三連休を挟めば忘れるだなんて、国民をばかにしないでください。むしろそこからまた始まっていくのですと、彼は強行採決に強く抗議の意を示されました。

一昨日のやはり中央公聴会の最高裁判事の濱田先生は最後に、私は、政治家の皆様には知性と品性とそして理性を尊重していただきたいし、少なくともそれがあのような見せかけだけでもこれはやっていただきたい。それは、皆様を選んで国民の方も同じだということです。そういうことで、是非この法案については慎重審議されて、悔いを末代に残すことがないようにしていただきたいと思えます。

最高裁判所の裁判官OBが、今、立法院で議論している法案について違憲だと言うことは甚だ我々は控えなければいけないということを意見表明しながら、危機感があるんだと。多くの裁判官、多くの憲法学者、多くの学者の皆さんが危機感があるから、この法律に対して違憲だ、今すぐ通してはいけない、そういう声を上げて

いるんだということを経験の判事の濱田先生も言われてこられました。これを鴻池委員長は多分強く受け止めておられたんだと私は思っています。

それを昨日、鴻池委員長は、御自身が本当になかなか剛毅な方なので、俺が決めたと言われますが、この特別委員会での締めくくりの質疑を、あの地方公聴会が終わった後、夕方にやるということを強行で決められました。私は、鴻池委員長が本心でやりたいと思っていたとは思いません。

そして、昨日も、雨の中多くの国民の皆さんが国会の周りに集まって徹夜で、明け方になっても人が増えているような状況で、廃案、何とか止めてほしいという声を上げられました。

そして、残念ながら昨日、夜中の三時半ぐらいに、理事会でみんな、全員で合意をした、次の日の八時五十分はこの場所で現状維持で集まりましょうと言ったことを、どういう訳か分かりませんが、今日、理事会の部屋を急に変更して、ここで理事会だということを言われました。これも鴻池委員長の本意だと私は思っています。誰が指示を出しているのか、それは我々は野党ですから分かりません。

しかし、そういった指示を出すどこか分からない政府・与党は、本当に国民の声を聞いているのでしょうか。数さえあれば、会期が目の前に決まっていれば、それに合わせて何でもやっという、それが政府・与党の考え方なのでしょうか。

今、残念ながら国会は混乱をしています。私

は、若かりし頃、その自民党のすばらしい諸先輩方にこう言われました、国会が混乱をしているのは全て政府・与党の責任です。それを政府・与党の自民党の先生がおっしゃっていました。それはなぜなら、予算案や法律を審議をお願いするのが政府・与党の責任で、お願いだからだと。だから、それで混乱をしているのは、政府・与党のやはりそれは配慮も力も全部足りないから混乱をするんだと。福ちゃん、いか、国会の混乱は政府・与党の責任なんだ、覚えとくと、そう言われました。

はあ、何で政府・与党にいらっしゃる方がこんなことを言うのかな、野党の僕らにと、僕は当時思いましたが、実は、私が官邸に行かせて官房副長官をやらせていただいたときに、その言葉が目の前に広がりました。野党は、やはり数が少ない分、国会の中で言論の府として意見を言うことが野党の仕事です。それを、数があるからといって強行に何でもやれば混乱するに決まっているんです。それが民主主義の中の意思決定なんです。

そして、九十五日間という史上最長の延長をして、総理自身が国民の理解を求め、丁寧の説明を言っていて、衆議院で百時間以上、参議院で九十時間以上審議をしたにもかかわらず、いまだに安保法案に反対の人が六〇%以上、政府の説明が不十分だと答えられた方は八割以上です。これは、丁寧に説明する、理解を求めると言ったにもかかわらず、何も国民の気持ちには変化をしていないということではないでしょうか。

つまり、政府が説明をすればするほど、国民がその法案について理解をすればするほど反対の声が広がるということは、総理自身が言った丁寧な説明に、国民に理解をいただくことに失敗したと、そう言わざるを得ないのではないのでしょうか。

私は、民主主義というのは数だけではないと思っています。もちろん時間も大切。しかし、そこにもう一つ重要なのは、時間と納得の関数なんです。時間を掛けて納得を積み上げていくことが必要なんです。時間が経過しても納得が全く積み上がらない状況では、それは審議が熟したとは言えません。

だからこそ、有事立法だって、二つも三つも国会を越えて国民の理解を求めたではありませんか。そして、その中で、与野党、一部は駄目だったけれども、全体の八割を合意で有事立法を決めたじゃないですか。

それはなぜか。実力部隊である自衛隊を動いていただけに、それはみんなが、国民が、自衛隊員の皆さんに、今も茨城の災害で頑張ってくれています。東日本大震災のときも、そこにいらっしゃる北澤先生は、十万人を東北に行っていたことに対する意思決定をされた大臣です。あの原発のときに、上から水を落とすあのときに、どのぐらいの線量なのか分からない状況で、北澤先生と当時の菅総理と、私は横にいました。断腸の思いというか、何とも言えない思いで、行ってくるかと、折木統幕長も含めて話し合っていたのを私は横で見えています。

自衛隊員の皆さんは、下令をされれば、私たちは任務ですから行くと言われます。彼らの献身的な日々の精励には頭が下がります。今だって、尖閣周辺で緊張が高まれば、彼らは海上保安庁の皆さんとともに、僕もずっと夜を徹して一緒に見ていたことがあります。彼らと一緒に行動していたことがあります。

そのときに、そんな自衛隊員や海上保安庁だからこそ、国民の皆さんが、こんな国民が反対の中で、実力部隊である自衛隊を特に初めて海外へ出そうかという状況の法案を通していいのでしょうか。それは自民党自身が、自衛隊を今まで一緒につくってきた自民党自身が分かっておられることなんじゃないでしょうか。もともと私は、国民の声と、この安保法制という実力部隊を動かすということに対して謙虚になつていただきたいと、本当に私は思います。

そして、この審議、何度も止まりました。実は、くしくも衆議院の審議で百十一回審議が中断をしています。何と参議院の審議でも百十一回、同じ数、審議が止まっています。これは、国民の皆さんは、審議が止まるというのがどういうことかお分かりにならないかもしれません。それは、大臣の答弁が二転三転をしたり、総理大臣の答弁と大臣の答弁が異なっていたり、事実関係が少し間違っていたり、そういった状況になれば、我々は国会議員ですから、法律の運用に対してしっかりと確認をしなければいけないので、確認をしてくださいと言っていて審議が中断をします。

それも実は、鴻池委員長は長時間にわたり、

あの世代にもかかわらず、委員会の審議をずっと注意して聞かれて、これはおかしいなと思ったら、我々の、野党の意見も耳を傾けてくださって、そして、そこは中断で、ちゃんと大臣に答えなさいと今そこに座っておられる佐藤理事に指示を出されて、その数が百十一回になりました。これも、鴻池委員長との審議に対して誠意ある姿勢があったからこそ、この審議の中断でより審議が深まったこともありまし、混乱をしたこともありまし。

余り長くなるのはよくないと思いますが、皆さん、例えば、あれだけ総理が主張されたホルムズ海峡について、六月二十六日の総理の答弁は、ホルムズ海峡の機雷掃海は典型例ではなく、海外派兵を行う例外的な場合に当たる例である。

その次、七月八日、具体的にお示しをする事例としては、ホルムズ海峡への敷設ということ想定している、現時点におきましては、ホルムズ海峡への機雷の敷設の事態が想定されると言われました。そして九月十四日には、ホルムズ海峡における機雷掃海は新三要件に該当する場合もあり得るものであるが、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではないと総理は言われました。一体どれが本当なんでしょうか。

例の米国イージス艦の防護についても、イージス艦が一隻で単独で来ることはなかなか想定していない、八月四日、安倍総理。米艦艇が単独で行動することはあり得ないとは言えない、中谷防衛大臣。一般論としてと急に一般論が入って、米国のイージス艦が我が国有事への対処

や日本近隣で発生した武力攻撃への対処のため、通常一隻で行動することはない。他方、いまだ武力攻撃に直接対処するに至っていない状況では、任務の内容や海域次第では、単独で行動することもあり得る。どっちやねん、どれなんですかと。これ全部ほったらかしたままこの委員会閉じるんですか。

総理が国民の皆さんにパネルを見せて、日本人を救わなければいけないと言われた、あの赤ちゃんを抱いた女性の問題、これについては、安倍総理、七月三日、多数の日本人が乗っている船を破壊すると決意した中では、さらに日本に対して攻撃を行うという危険性は極めて高いと考えることから、存立危機事態に該当し得る、七月三日、安倍総理。八月二十六日、中谷防衛大臣、邦人が乗っていないからといって存立危機事態に該当しなくなるというものではない、邦人が輸送されていることは判断要素の一つであるが、絶対的なものではない。そして九月十一日、安倍総理、三要件に当てはめれば、日本人が乗っていない船を守ることは当然可能である。どっちやねん。何を守るんですか。

こういった答弁をそのまま放置して、どうやって自衛隊を海外に出すルールを作るんですか。自衛隊員が混乱するのは自明なのではないですか。

例えば、法理上できることと、法理上できないけれどもやらないこと、もうたくさんあり過ぎて、大変紹介するのが厳しい状況です。

例えば、機雷掃海は、法理上、南シナ海について、基本はもちろん三要件に当てはめればこ

れには対応していく、七月二十九日。ところが、七月二十九日、同じ日、南シナ海について私が答弁をいたしましたのは、迂回ルート等もあるものでこれは想定をしにくいという趣旨で答弁をさせていただいております。対応していくのと、想定をしにくいということで答弁をしている、これ同じ日ですよ。

例の、一般的には他国の領土、領海には武力攻撃はしないという総理が何度も言われていた言葉があります。しかし、法理上は、中谷大臣も法制局長官も、他国の領土、領域に武力攻撃をすることはあり得ると言われています。これ、一般にというのが付いていて、そしてこの一般にを外したらどうなるのかというと、まだはっきりしていません。

さらには、これに対して総理補佐官は、ある雑誌で、万が一の場合には戦わなければいけないときもあるという類いの発言をされています。そして、総理の言うように、他国の領域、領土、領海に行くには、これは抑制的に対応しなければいけない。抑制的にといいことは、あり得るということと言っているということですよ。

つまり、今の中谷大臣と法制局長官と補佐官と総理の答弁が、またこれ違うわけです。これ一体どっちなんでしょうか。

例えば、公明党さんが頑張ってやられた自衛隊員の安全確保の問題でございます。

自衛隊の安全確保は、北側三原則に入って、そしてこの安全保障法制の最大の論点でした。

自衛隊のリスクが高まるという野党側の意見に、総理も中谷大臣も、いや、そうリスクは高まら

ない、リスクは減るんだという発言までされました。

そして、その根拠は何かといえば、総理は、自衛隊の安全確保のための必要な措置を定めること、政府としては、全面的にこの北側三原則を受け入れまして、三原則を法律上の要件として明確に定め、全ての法案にこの原則を貫徹することができると言われました。全ての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれたと総理は答弁で言われました。

そして、総理は、部隊の安全が確保できないような場所で活動を行うことはなく、万が一自衛隊が活動している場所で、その近傍で戦闘行為が発生した場合などには、直ちに活動を一時休止又は中断するなどして安全を確保しますと言われました。

これは、あえて私は、間違ったことを言われると反論されると困るので、後方支援についてです、武力攻撃ではありません、後方支援について総理が全ての法案に盛り込まれたと言われたんですが、残念ながら全ての法案には盛り込まれていませんでした。それを国会で答弁を求めたときに、総理の答弁がまた二転三転して中断しました。中谷大臣の答弁は、ほとんど、申し訳ありません、失礼な言い方になります、本当に支離滅裂の状況でした。

それを鴻池委員長は、またもや、それでは駄目だと言って、政府に、しっかりとちゃんと説明を福山委員にしなさいという指示を出されました。これも委員長の大変な裁断で、委員長預かりとなりました。当時はテレビ中継だったの

で、委員長は、きっとテレビを御覧ただいている方に、止まって音声が届いていないことに對して配慮されたと思います。

私は、委員長のその配慮を私なりにも受け止めたので、私は本当は質疑続けたかったんですが、委員長の裁量に従いますと、その場で質疑はやめることにしました。ところが、政府の統一見解の回答は全く私の質問に答えるものではありませんでした。

そして、そのテレビ入りの質疑から総理は何と十七日間も国会に出てこられませんでした。そして、我々が審議をしている真つ最中に大阪まで行って生中継の番組に出られるような状況で、我々の抗議を受けました。

しかし、そのことに對しても鴻池委員長は官邸を説得されて、そのことに對してちゃんとけじめを付けると言われて、総理を入れて三時間の審議を入れていただきました。そのときの答弁について私は納得もしていないし、それは非常にいろんな安全保障上問題の答弁だったということは、私自身は納得をしていませんが、その三時間の質疑を委員長の御尽力で開いていたことに対しては、鴻池委員長に私は本当に理事会の場でも感謝を申し上げました。それが鴻池祥肇委員長という私は委員長だったと思います。

それを全く、全く委員長の本意ではないこのような状況で、今日、総理入りの締めくくり概括的質疑をするなどというのはとんでもない状況だと私は思います。なぜ、二十七日まで九五日間延長しているのに、休みも審議すればいい

いじゃないですか。六十日ルールを適用してはいけないというのは、ここにいらっしやる参議院議員、自民党も野党も含めて、与党も野党も含めて同様の気持ちのほうです。

だって、この間の派遣法だって六十日以上審議しているじゃないですか。女性の活躍法案だって六十日以上審議しているじゃないですか。審議を止めていたんじゃないです。審議をやろうと言って、毎日毎日毎日審議をして、昨日、中央公聴会、地方公聴会の公述人の御意見を伺って、それにプラス、それを反映して、踏まえて審議にしっかりと供しようという議論を我々はさせていたでいます。

ましてや、昨日、我々つまびらかではありませんでした、野党三党との合意がなされたと聞いております。野党三党の合意がなされた内容については、昨日、ペーパーを夜中の理事会でいただきましたが、我々は正式に説明を受けておりません。この内容は、状況によってはこれまで審議していた法律の内容を確実に変えるものです。それなら、その内容について一般質疑で質疑をさせてくださいと、これから閣議決定をされるんだしたら、その閣議決定の内容について質疑をさせてくださいと言うのは当たり前のことなんじゃないですか。それは審議を遅延していることなんですか。我々野党が審議をボイコットしていることなんですか。違うでしょう。我々野党が審議を求めるとは当たり前じゃないですか。

今まで与党の二党で、自民党と公明党さんで出してきた法案について百七十時間以上審議を

してきた、衆参で。それに対して、三党の野党が合意をして中身は変わって、昨日の地方公聴会でも、我々、全くその中身を知らない状況で三党の皆さんは合意をしました。この中身についてどう思いますかと公述人に何度も聞かれています。いや、その三党の方が聞かれるのは構いません、合意をしたんだから。それは一定の成果でしょう、その三党の皆さんにとっては。でも、その三党の皆さんの合意で、今まで審議してきた法案の内容が変化をしていることに對して我々は何にも聞かされていないし、それについてしっかりと議論をさせてくださいと言うのは当たり前なことなんじゃないでしょうか。

それを何で、地方公聴会が終わった後、三党合意の党首会谈が終わった後、急に締めくくりの質疑で何で質疑が終局できるんですか。論点が本場に、先ほど申し上げましたように、あちこちに散らばったまんまですよ。

国民の皆さんは誤解されているかもしれせん。国会は、審議で疑問なところを野党が質問すること、与党も質問することによってその法案の隙間を埋めていくんです。それが解釈を最小限に抑えて、自由な法律の施行ができない、為政者にとって、権力者にとって好き勝手に法律の施行ができないように、国会の審議であるときには確認答弁をし、あるときには制限を掛け、あるときにはここでこれ以上はできませんねということを決めるのが国会の審議なんです。それが今は、違憲の解釈が変更されて、そして論点は散らばったまんま、答弁は先ほど申し上げたように異なったまんま、何も実は収れん

をしていません。そのまま実力部隊である自衛隊を本場に動かすための法律を強行で採決しようとするんでしょうか。あり得ないでしょう。

北澤防衛大臣は、最近でいえば、最も最近の大臣では長く防衛大臣をやられた大臣です。私も官邸で、北朝鮮の延坪島の砲撃事案、天安号の砲撃で北朝鮮と韓国がやり合っているときに僕は官邸の危機管理センターに飛び込みました。尖閣に漁船が来たとき、いろんな御批判をいただきましたが、私も現場にいました。

我々、安全保障環境が変わっていることは理解をしています。だから、我々の防衛大綱では、南西諸島沖の動的防衛力ということを入れて、自衛隊ではないのに我々はそのことを入れて、そして自衛隊の編成を、北海道の陸上自衛隊が、ロシアの脅威が今あるかどうかの議論はあるかもしれないけれども、もう少し南西諸島沖に移動しようということの編成替えも我々の政権のときにやらせていただきました。

我々だって安全保障環境が変化していることは分かっています。だから、一番国民の皆さんが不安に思っている領海や領域警備法について我々はその防衛大綱で頭出しをし、そして何とか作りたいと言って、去年の秋、私が政調会長るときに維新の皆さんとこの協議を始めました。今回、おかげさまでこの領域、領海を守る領域警備法に対して我々は成案を得ました。残念ながら、シームレスだと言われている今回の政府・与党の安全保障法制には領域警備はすっぱり抜け落ちています。グレーゾーン対応はすっぱり抜け落ちています。

我々は、第一義的に海上保安庁の皆さんに守っていただきます。海上保安庁はまだ船も足りません、人員も足りない。この海上保安庁のとにかく全体の増強は絶対に必要です。そのことを第一に掲げながら、この領域警備の地域を国会の承認で定めて、何か方が一の時があったら、グレーゾーン対応には、逆にその後ろに、自衛隊の皆さんにも何とか後ろで支えていただく、そこをまさにシームレスに対応するという状況を、我々は国会の中で、この領域警備法でやっていきたいということをとめました。それは決してエスカレーションを望んでいるものではありません。

なぜ世界中の国が海上の警備は警察権でやるかという、軍と軍がいきなり出たら有事になるからです。だから、みんな警察権でやっているから、我々は海上保安庁を一義的にするけれども、もし、どこの国とは僕は言いませんが、どこの国が大挙して武装した漁船とかいろんな形で来たときに、海上保安庁の警察権だけでは対応できないときにより装備のしっかりした自衛隊に後ろにいていただく、そういう地域だよということを事前に指定をすることによって相手を抑える、これが抑止力なんじゃないでしょうか。

今の政府・与党の安全保障法制はまさにそこが抜け落ちていて、何かあったときに閣議の連絡を電話でやりますという話です。それは逆に、何かがあったときに電話で早く連絡するという話で、何かがあっちゃいけないから抑止をするんじゃないでしょうか。だからこそ、この領域・

領海警備の中でそのことを我々としてはしつかりとやっていきたいと思っています。

我々の国会提出、趣旨説明終わったところで。まだこの領域警備法については一時間も審議をしていただけません。それで何で強行採決なんですか。そのことは鴻池委員長が一番よく分かっています。趣旨説明をしたところだというのは、鴻池委員長が一番よく分かっていると思います。

最後に、違憲の問題について申し上げます。違憲の問題は、憲法学者が違憲と言っているから、あれは学者だと、憲法を守って国が守れるか、私は暴論だと思っています。我々議員は憲法の枠内で権力行使を認められています。誰に憲法の枠内で権力行使を認められているかといえば、それは国民です。主権者である国民です。それを多数だからといって、憲法違反の法律を政府と与党が一緒に出してくるなどというのはとんでもない暴挙です。砂川判決も昭和四十七年見解も根拠になり得ないことはもう明白々々です。

この間、濱田最高裁判所の判事がこれは法匪だと言われました。法匪というのは、法を本当に偽って悪用するという意味です。これ、最高裁の元の長官の山口長官が、この集団的自衛権の行使が違憲だということは国民の血や骨になっっているんだと言われました。だからこそ法的安定性があった、ただの条文上の問題じゃない、解釈の問題じゃない、社会に受け入れられている問題だからこそ、これは法的規範性があるんだと言われました。

これを誰がつくってきたのか。残念ながら、多数派をずっと構成してきた自由民主党じゃないですか。歴代の中曽根総理も竹下総理も小泉総理も、宮澤総理も、どの総理も、そしてその内閣にいらっしやる閣僚も、全部そのことを受け入れて、法制局長官は歴代、限定的な集団的自衛権なんかできないと言いつつ続けた。それが法制局の役割であり、それが法的安定性である、私はそう思っています。そのことを本当に、失礼な話ですが、一時的に多数派を構成しているかもしれないこの安倍政権が解釈を変更して、それに合わせて違憲立法していいという私は考えには至らないと思います。法制局長官が審査もしないでこのことについて法案として認めたことは、本当に歴史に汚点を残すものだと思います。

なぜ、本当に多くの最高裁の裁判官や元の裁判所の長官や憲法学者や他の学者の方が反対の声を上げているか。国民の皆さんが、若い世代も年配の世代の方々も女性も、そして最近ではMIDDLEsという中年の方もいらっしやるみたいですが、多くの皆さんが声を上げていただいているか。それは、単なる集団的自衛権の問題で違憲だということに対して反対をしているからではありません。日本の統治構造や法的な安定性や法律に対する信頼性みたいなものが崩れていくんじゃないか、そして、そのことによって初めて自衛隊が海外で武力行使をすることになるのではないか、それを一体どんなルールで実力部隊である自衛隊の皆さんに危険な状況を甘受していただくのか。そんなことに対して、

今は認められないという不安がこの全国の声につながっているんじゃないでしょうか。

どうか、政府・与党の皆様におかれましては、鴻池委員長も含めて、どうか謙虚に国民の声を聞いていただきたいと思っています。

消費税を上げませんと言って解散総選挙をして、アベノミクスがただ一つの道だと解散総選挙をしたなら、なぜ、こんな国論を二分する、戦後日本の安全保障法制の根幹を揺るがすようなことで国民に信を問わないのか、私は不思議です。もし勝てる自信がないなら、それは非常に私は態度として良くない態度だと思います。

そして、じゃ、なぜ憲法改正で堂々とそのことを国民に問わないのか、これも不思議です。この間、自民党の総裁に再選された安倍総理は、憲法改正が次、争点だと言われました。じゃ、なぜ今やらないんですか。

そのことも含めて、今、全く総理の締めくくり質疑をやるような、やるような環境でもないし、審議も熟していないし、そして国民の声に対して応えてもいません。そのことを一番実は御存じだったのは鴻池委員長だと私は信じています。その鴻池委員長に対する断腸の思いのこの不信任の動議を出させるような指示をした官邸や与党に、私は猛烈に抗議をしたいと思っています。

そして、もっと真つ当な審議をしてください。擦れ違い、二転三転し、時には国会でやじを言い、こういう国民の皆さんに政治全体が信頼を失うような国会審議ではなく、我々は廃案を求めています、少なくとも審議を続行していた

だきますことを重ねて申し上げ、鴻池委員長に
対する不信任の動議は、皆さんに賛成いただき
たいというの私は本意ではありませんが、断
腸の思いで、賛成をしていただくことによって、
この審議、何とか継続をし、引き続きしつかり
とやっていたいただきますことを心からお願ひ申し
上げまして、私の不信任動議への趣旨説明とさ
せていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○理事（佐藤正久君） これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ
願います。

○塚田一郎君 自由民主党の塚田一郎です。
私は、自由民主党、公明党を代表して、ただ
いま提出されました鴻池祥肇特別委員長不信任
を求める動議について、断固反対の立場から討
論をいたします。

鴻池委員長がどれだけ公平、中立な委員会運
営を行っていたか。一番御存じなのは、不信任
動議を提出した議員の皆さんではないですか。
先ほどの福山理事の趣旨説明を聞いていれば、
そのことは私は明らかだと思います。

参議院で既に百時間を超える審議の中で、鴻
池委員長は、与党に対しても、野党に対しても、
政府、総理に対しても、審議が尽くされるよう
常に毅然とした態度で臨まれたということは、
皆さんその目で見ています。異例
の総理補佐官の参考人招致、少人数党派への配
慮、委員会が空転することがないように御尽力
をされ、野党の皆さんの意見に耳を傾け、数々

の調整を行い、参議院独自の議論を尽くすこと
ができたのは、鴻池委員長が職責を全うされた
からにはかなりません。

先ほどの趣旨説明でも引用されましたが、八
月三日の当委員会において、鴻池委員長は、参
議院のあるべき姿について述べられています。

参議院の存在というのは、さきの大戦の、貴
族院が止められなかった戦争に至った道という
ものを十分反省をしながら、先人が苦勞して二
院制を、参議院の存在を一生懸命つくり上げた。
衆議院と参議院は違う、衆議院の拙速をいさめ
るのが参議院であり、衆議院の足らずを補充し
ていく、補っていくのが参議院である、できる
だけ合意形成に近づけていく、こういうのが参
議院の役割の一つだと思う。我々参議院は、衆
議院の下部組織じゃない。官邸の下請をやって
いるのではないと発言をされております。

先ほど官邸の指示で出されたという御発言が
ありました。鴻池委員長の名譽のために、今
の発言を見れば、鴻池委員長が官邸の下請をし
たわけではないという事は明らかであります。
会派を超え、我々参議院議員が誇りを持って鴻
池委員長の下で審議をするべきではないでしょ
うか。全委員会、参議院議員の誇りと名譽につ
いて代弁された鴻池委員長に不信任動議を提出
するなどということは、まさに言語道断であり
ます。

昨日、我々は理事会室に長い時間出れない状
況が続きました。鴻池委員長に委員会室へ向か
うことをお願いをしたときに、鴻池委員長はこ
うおっしゃいました。今ここを出ていけば、女

性の議員の皆さんを始め多くの議員の皆さんに
迷惑が掛かる、けがをさせることになるかもしれ
ない、だからここは私は待つと、鴻池委員長
はそう言って理事会室にとどまられた。鴻池祥
肇という人は武士であります。そういう政治家
であります。なぜこういう人に不信任動議を提
出しなければならぬのか。

良識の府、参議院議員の皆様、自らの良識
と照らし合わせて、この不信任動議を否決して
いただくことを強く求め、私の反対討論とさせ
ていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平で
ございます。

私は、鴻池祥肇委員長不信任の動議に賛成の
立場から討論をさせていただきます。

私も鴻池委員長を敬愛を申し上げます。
大変尊敬しております。そして、この厳しい
委員会運営の中で、議場が荒れた昨日、今日の
中で、私も、委員長席のところ委員長と目が
合ったときに、委員長が大変苦しそうな目線で
悩んでおられて、葛藤の中でいろいろ苦悩して
おられるのを目と目でよく分かりました。おま
けに、私、委員長に、委員長、もう鴻池委員長
は怖いものは何もないんですから、憲政の常道、
正道を守っていただきたい、お願いしますとい
うふうに申し上げたところ、うんうんとうなず
いておられました。本当に尊敬すべき委員長だ
と私も思っております。今の提出者である福山
議員、そして反対討論をされた塚田委員と鴻池
委員長に対する思ひは一緒にございます。特に、

参議院にこの法案が来てから、本当に、今、塚田委員がおっしゃったように、公正に運営をしてくださったと私も思っております。

しかし、残念ながら、中央公聴会のセッティング辺りから少し様子が変わってきたことは、もう委員の皆さんは御承知のとおりでございます。そして、この総括的質疑の設定、さらには、今朝、休憩になった理事会の再開をめぐる今日八時五十分の混乱など、残念ながら、終盤に来て、この国論を二分する、我が国七十年の大転換を招来するこの法案の最後の最後のハンドリングに関してやや不安な展開となってきたがゆえに今日の動議となつてゐることは、与党の皆さんにも是非御理解をいただきたいと思ひます。そして、動議を出した後のことですからこの動議の提出理由には当たらないかもしれませんがけれども、先ほど動議を提出された後に鴻池委員長は、今委員長代理としてお座りになつておられる佐藤正久議員に委員長の職を委託するなしいしは委嘱するというようなことをおっしゃつたやに私は聞きました。

しかし、国会の先例においては、委員会の委員長の不信任動議が出された際には、もう出されたわけですから、御本人はもう何も物事を決められない状態でありますので、本来であれば、私に対する不信任動議が提出されたので、これをもって委員会を休憩といたしますと、これがこれまで積み重ねられてきた委員会運営の先例であったと私は理解しておりますが、なぜか先ほど鴻池委員長は佐藤議員を指名をされたというところ、もうこれは動議を提出された後です

からこの提出理由には当たらないかもしれませんが、事ほどさように、終盤に来て非常に運営の仕方が変わつてきてしまったということがこの動議の提出理由であるということ、をまず私からも申し上げたいと思ひます。

そして、鴻池委員長のみならず与野党双方の理事の皆様方は、この委員会の中で多くの委員が多数の資料請求や政府の統一見解を求めたところ、真摯にこれに対応をしていただいて、納得のいかない政府見解ももちろんございましたけれども、かなりの部分は御対応いただけましたと思つております。

しかし、鴻池委員長においては、終盤でも一つ御尽力いただきましたのは、私が質問の中でお願いをした一つの資料がございます。それは、各党の議員の皆さんが、この法案が成立すると一体、密接な他国に対してどのような協力ができるのかということ、どのような弾薬を提供したり輸送したりすることができるのかということが大きな議論の一つとなりましたので、私から防衛省規格目録というものをお示しをし、この防衛省規格目録のうち、武器に該当するリストのうち、輸送できるもの、提供できるもの、輸送できないもの、提供できないもの、これを分類して御提出いただきたいというところを随分前にお願ひをいたしました。防衛省も一度私のところに説明に来てくれましたが、いまだ出ておりませんので、一昨日、防衛省の審議官に、何だか総括的質疑を設定をされたので、うやむやにしないでそろそろ提出をしてくださいと申し上げたところ、防衛省担

当審議官は、分かつております、すぐに対応しておりますし、もう準備できておりますと言つておりましたが、先ほど政府参考人の補助席に座つておられた当該審議官に、あれからまた二日たったけれども、どうなりましたかと聞きましたら、ちよつと事情がございましたなかなかお出しできませんということがございましたが、やはり前半極めて公正に委員会運営をしてくださった鴻池委員長並びに与野党双方の理事の皆様方におかれては、この資料、相当大事な資料ですからね、少なくともこの資料が出るまではとても採決など思ひも及ばない、そういう状況であることを御理解もいただきたいし、この私の発言をどちらかで聞いてくださったといふと思ひます鴻池委員長にも、是非ともそのところは御理解をいただきたいといふふうに思ひます。

あわせて、委員長というものは、申し上げるまでもなく、公正中立なお立場で委員会を運営されなければなりません。そして、委員会が円滑に運営されるように、国会の職員、とりわけ委員部の皆さんに対しても適切な指導力を發揮していただくのが委員長の職務であるといふふうに思つております。

もちろん、私も議員本人も、これは与野党問わずでございますが、真摯に職務に向き合い、そしてそれぞれの責任を果たすということを求められておりますので、自らも戒めつつ、鴻池委員長にいま一つ終盤に来て少し足りないのではないかと思われた委員部の指導について、一言申し上げます。

委員部の皆さん、国会職員の皆さん、皆さんは極めて重要な職責を担っているということ、改めて御認識をいただきたいと思えます。こういう話を委員長に、是非委員部にさせていただきたいんですが、それが足りなかったという意味で、私からお願いを申し上げますが、世界各国で様々な国内の紛争や内戦の結果、悲惨な状態になっている中で、民主主義的な国を再構築しようというプロセスのときに、それぞれの国内の勢力が集まって、暴力やあるいは非民主的な手法でそれぞれの勢力争いをするをやめて、話合いで物事を決めましょうというときに、集まって話合いのルールを決めてみんなが合意をしたら、それに沿って話合いが行われる、そのプロセスを我々は幾多の事例で見ているわけであります。そのプロセスが失敗すると、また人を傷つけたり、人を殺したりするような悲惨な状況になっている国をたくさん我々は知っているわけであります。

民主主義というのほろいものです。ガラス細工であります。どのように話合いがルールに基づいて成立するかどうかというのは、もちろん当事者たちの冷静な言動にも懸かっておりますけれども、それをサポートする職務を担っている議会職員の責任は極めて重いですよ。

この日本の民主主義的で平和な状況は、先人たちが大変な思いで構築してくれた我々に残してくれた遺産であります。議会職員の皆さんは、もちろん民主党、我々の言うことを聞いていただく必要全然ないですよ。自民党さんの言うことを聞く必要もないです。ほかの党の皆さんの

言うことを聞く必要もないです。皆さんは公正中立な立場で、どこかの政党の職員ではなくて、国民の皆さんから負託を受けた、民主主義的で平和な議論が行われるためのその場とプロセスを守るために国民から負託された職責を担っておられるということを改めて認識してください。

今朝の八時五十分からの当委員会の理事会の再開、私もちよつとびつくりしましたけれども、理事会というのは理事会室でやるものです。しかも、それぞれの言い分はあるにせよ、今朝、朝四時ぐらいまでああいう状態の中で、与野党の理事の皆さんが、そして鴻池委員長の御判断もあって、人道的な見地から、一旦これは休憩として八時五十分から理事会を再開しましょうというふうになったというふうによく多くの議員がもちろん聞いております。だから、私たちもそのつもりで、今朝、それぞれみんな、徹夜の方もいるでしょう、ちよつとしか寝なかった方もいるでしょう、みんな集まってきて、さあ議論をスタートしようと思ったら、御承知のとおり状況でございました。

そこで、こういうふうな議場が荒れて、民主主義的で平和裏に穏当な話合いが行われるような環境をつくっていくのが議会職員の皆さんの仕事であり、そうであれば、委員部は今朝の朝方の理事会で、どういう申合せで休憩として理事会が閉じられたかということについて、かくかくしかじかでございますという客観的な事実を与野党双方の理事や委員に伝えるのが仕事ではないですか。したがって、鴻池委員長におかれては、あの局面でやはり委員部に指導をし

ていただきましたかというふうには私は思っております。

委員部の皆さんには、皆さんは本当に重要な職責を国民の皆さんから負託されているからこそ身分の安定と高い処遇が守られているということをゆめゆめ忘れないでいただきたい。

そういう意味でいうと、私の理解でいえば、昨日、ずっと続いてきた理事会が一旦閉じられて、たしか今朝の零時十分か何かに再開をされたような気がしておりますが、（発言する者あり）零時十五分。私の認識では、あの場合は何らかの形で公報に掲載されなければ開催できないんじゃないんですか。何の公報に告知もなく、看板だけ掛け替えて零時十五分に立ち上がっておりますが、そういうときに、与野党理事の皆様方、そういうふうな議が調ったのは結構でございますが、これから公報に掲載して各委員室に配る手続、これがございます、その手続を守ることが民主主義でございますので少々お待ちください、零時十五分では間に合いませんから零時三十分にしてくださいとかが委員部筆頭の仕事じゃないですか。というふうなことを委員長に御指導をいただきましたかというふうなふうに思っております。

いずれにいたしましても、委員部の皆さんのみならず、国会職員の皆さんはしっかり日頃仕事をしてくださっていると思えますので、今日は少し苦言を呈しておりますが、私たちも身を引き締めて仕事をいたしますが、国会職員の皆さん、身を引き締めて、襟を正して、公正中立な立場で仕事をしてください。

さて、委員長におかれては、もちろん今不信任動議の私は賛成討論をしているわけでありませぬので、先ほどの福山提出者と同様に、じくじたる思いでこれは可決をしていただきたいというふうに思っております。さりながら、民主主義は最後は数で決まりますので、鴻池委員長はその席に復活をされる可能性が高いと思います。高いと思いますが、その後、どのような議事運営をしていただくべきか、あるいはこの法案に關してどのような認識をお持ちいただかなければならないかと。私がこの審議を通して、いやいや、衆議院の議事録ももちろん全部読んでいますので、その感じているところを、今この私の発言を場外で聞いてくださっている委員長の御耳に届くことを期待して、少し申し述べさせていただきます。

そもそも、憲法違反、立法事実根拠が乏しいこと、さらには、終盤に来て明らかに福山議員も先ほどおっしゃられましたけれども、法理的、法律的にはできることがかなり広いにもかかわらず、政策判断としてやらないということとどまっていることがいっぱいあれば、あるいは、私が事態対処法の三条四項で指摘をさせていただいたように、法理上、法律上はできるどころか、政府に義務が課されるにもかかわらず、それを果たすことができない状態、やれない状態にあるものもいっぱいあります。

このような欠陥を抱えた法案は廃案以外になんとも思いませんけれども、しかし、この二年間、私も予算委員会以降、安倍首相あるいは小野寺前防衛大臣、そして中谷防衛大臣、そして岸田

外務大臣はずっと御担当しておられますが、議論をさせていただいておりますけれども、その中で、この法案、鴻池委員長が万が一復職された場合には、少なくとももつと議論を続けるという御判断をいただくか、ないしは、これは時期尚早だと立法院の委員長として総理に直言をさせていただく必要があることを二、三申し上げたいと思います。

そもそも、一九四四年、国連憲章の原案としてダンバートン・オークス提案というものが出てきたときに、佐藤委員長代理御承知のとおり、このときには、集団的自衛権という概念はその提案の中にはございませんでした。しかし、その後、アメリカや当時のソ連が拒否権を有するという、そういう展開になってきて、地域の安全を守るための地域的安全保障が有効に機能しないという危機感の中から、翌年の一九四五年に公になった国連憲章の五十一条で慌てて認められたのが集団的自衛権でございます。したがって、集団的自衛権は、一九四五年まではこの世の中には存在しなかった権利でございます。

(発言する者あり) おっしゃるとおり。

私も、一昨年の十月、予算委員会の筆頭理事をさせていただきました関係で、総理との最初の質疑のときに、総理が集団的自衛権あるいは安保法制を見直すことに熱意を持っておられましたし、積極的平和主義ということをもうおっしゃられ始めておりましたので、総理とその議論をさせていただきました。たしか十月二十三日だったと思います。

なかなか議論がかみ合わないの、私、思わ

ず、「総理、集団的自衛権というのは自然権ですか。」と聞いてしまいました。これは別に、素朴に総理がそのところをどう認識しておられるかお伺いしたくて聞いたところ、総理はきよとんとされて、私の印象では自然権という言葉と概念を御存じありませんでした。

そこで、一国の総理に恥をかかせてはいけないという気持ちは私もあります。これは党派関係ありません。安倍さんは、党は違いますが、私も、日本国民の私にとっては日本国の総理大臣ですからね。だから、恥をかかせてはいけないと思って、その日は亡くなられた小松法制局長官の初登板の日でした。そこで、私は、総理がなかなかお答えにならないので、今日は小松法制局長官おいでになっていきますねと、私の今の質問について、もしよろしければ御存じのことを御答弁くださいというふうにお願いたしました。小松さんは、答弁席にお立ちになって、今私自身が申し上げましたダンバートン・オークス提案以降の一連の発言を説明をされて、したがって集団的自衛権は自然権ではございませんとおっしゃいました。

私は、今回、この戦後七十年の日本の根幹を揺るがすような御提案を総理がされるというのはちよつとどうかなのというふうにそのとき思いました。

それと同時に、その後、小松長官がお亡くなりになった後に、横島長官に同じことを聞いたことがございます。そうしたところ、横島さんは、フランスにおいては自然権の一部と考えられているような面もございませぬというふうにも

おっしゃっておられました。さあ、法制局はどちらの立場を取っているんでしょうかというこの一番大事なところも未決着でございます。未決着でございます。

さらには、個別的自衛権、これは佐藤委員長代理におかれてはよく御存じのことと思いますが一八三七年、カロライン号事件でアメリカのウェブスター国務長官がおっしゃり始めた個別的自衛権の三要件、切迫性、必要性、均衡性又は相当性というもの、これはもうずっと確立しておりますから今日まで引き継がれているので、まさしく国際社会の共有概念であります。

しかし、この度、この法案、鴻池委員長もずっとお聞きになっておられて、うなずき方とか議論の聞き方を私も拝見していて、多分御納得してくださっていると思うんですが、今の個別的自衛権に比べて集団的自衛権は、先ほど申し上げましたように人為的な権利であり、そして、その国連憲章の五十一条を、自国のための集団的自衛権という我が国固有の異例の概念を生み出して、これを法律の根拠として多くの法案を作ることに相当無理があります。こういう点も未決着であります。

そして、もちろん、与党の皆さんも政府の皆さんも横島長官も、そうはいっても何がしかの法的理屈を付けなければならぬので、砂川判決と昭和四十七年政府統一見解を持ち出して、一生懸命工夫をされたのは分かりますよ、しかし、どう考えても無理があるということも多く、公述人の皆さんや参考人の皆さんの御意見の中で明々白白であるというふうに思っております。

す。

そして、私が、こういう手続や論理を軽視した法案を作ると日本の国は少し危ない面を持っているなどというのは、例えば砂川判決の経緯に関する政府の姿勢です。もう多くは繰り返しませんけれども、皆さんよく御承知のとおり、当時の田中最高裁長官がアメリカのマッカーサー駐日大使と事前に情報交換をしてこの砂川判決を行ったということはアメリカの公文書で明らかになっていくわけですね。同盟国のアメリカ、アメリカは信頼に足る国であってほしいと思えますよ、だから、信頼に足る同盟国であるアメリカの公文書が認めている事実までも、日本という国は、そういう事実はございませんと言う体質を持っているんですよ。だから、この国を運営していくに当たっては、相当な注意力とそして論理性と過去の様々な反省に基づいて運営をしなければならぬということを是非、鴻池委員長にもどこかで思いをはせてこの私の発言を聞いていただきたいなというふうに思います。

さらには、立法事実としておりましたホルムズ海峡とそして邦人救護、この二つ。ホルムズ海峡については、イランの大使が日本に対して、イランが機雷を敷設することもないし、そういう立法事実を議論されることは遺憾であるとおっしゃって、もうほぼこのホルムズ海峡における機雷掃海の立法事実としての正当性は失われたわけでございます。

そして、もう一つの根拠となっていた、朝鮮半島から、朝鮮有事の際に、主にそのことを想定してのあのパネルだったと思えますけれども、邦人が例えば米艦に乗って避難をしてくるときに、この方々を救助できなくていいのかと、情感たつぷりにお訴えになった安倍首相でございますけれども、さきの政府統一見解で明らかになったように、このような邦人の皆さんを救護するかどうかは確定的には申し上げられない、しかも、我が党の大野議員の質疑の中で明らかになったように、邦人が乗っているかどうかということは絶対条件ではないと中谷大臣、答弁になつているんですね。

もうこの二つの事実をもって、立法事実も正当性を失った、そして法的根拠も正当性を失った。それを強行してもし決めてしまうと、法的、法律にはできないことがいっぱい広がって、でも、今はやらないから安心してください、こういう状態が生まれます。

さらには、法律的には、事態対処法三条四項で、日本国政府は日本国民に対して存立危機事態が発生したときにはその事態を速やかに解消するために合理的に武器を使用しなければならぬと言っているにもかかわらず、策源地を攻撃する能力は持たないんですから、この法律が施行されると日本国政府は国民に対して法的義務を果たせない状態になるんです。

だから、法律にはできるけどやらないことと、法律的にはできると書いてあるけれどもやれないこと、これをしっかり法律の中でやはり明確にしておくことが、この後、審議を通じて、修正案等で議論すべきことではないでしょうか。この重要な点について、先日、中谷大臣と、私は易しくお伺いしたつもりでございます。法律

的にはできるけどやらないことと、法律的にはできると書いてあるけれどもやれないことと、この区別をお伺いしましたけれども、まだまだ議論が必要だなというふうに感じた次第でございます。

いずれにいたしましても、まだまだ審議が必要でございますけれども、最後に、与党の皆さんにも是非お聞き届けいただきたいのは、自衛隊法三条において間接侵略と直接侵略という言葉を消した上で自衛隊法八十八条をそのまま維持して、我が国を防衛するために武力を行使できるといふふうに改正をするところが起きるかというところ、侵略ではない諸外国の行為に対して我が国が武力を行使するということになるんです。それは、この間も中谷大臣と質疑をさせていたでいて、中谷大臣も存立危機事態は侵略ではございませんと最終的に認めになりました。だから、これ、もうちよつと議論しなきゃいけないんです。

そのことをもう少し平易な言葉で衆議院で我が党の寺田議員との質疑の中で中谷さんがおっしゃった表現が、七月の二十八日の当委員会では私が指摘申し上げました、我が国を現に武力攻撃をしない国に対しても、我が国を武力攻撃するという意思を表明していない国に対して、そして、佐藤委員長代理自身がお使いになられたあのパネルの概念整理からいくと、先々そういう意思を持つことを予測すらされない国に対して、その国が我が国と密接な第三国と武力衝突状態にあるときには、我が国から先にその国を武力攻撃できるといふ答弁を堂々とし

ておられるわけですね。

これは、これが先制攻撃かどうかということが、私自身は鴻池委員長にも、もし復職されたときにはもう一度よくお考えいただきたい委員長としての慎重なお裁きをしていただきたいと思っておりますけれども、繰り返しこれは先制攻撃に当たらないですかと聞くと、七月二十八日には、岸田外務大臣は、国際法上はそれは先制攻撃に該当しますとおっしゃいました。

しかし、その後、やはり反響があつたんだと思います。御答弁を変えられて、これはその国が現に密接な他国を攻撃しているんだから、それによって先制攻撃にはならないという言い方をずつとしておられますけど、これは間違いです。岸田大臣自身も言っておられるように、日本の武力攻撃がその場合は違法性を阻却されるというだけであつて、先制攻撃という言葉の定義は国際法にはございません。先制攻撃かどうかというのは、例えば、佐藤委員長代理と私との間で、佐藤さんが誰とけんかしているよと、私が誰とけんかしているよと、そのことと関係なく、佐藤さんと私の間でどちらが先に手を出したかということなんです。

だから、この自衛隊法三条と八十八条の、三条は侵略を削除し、八十八条の我が国防衛はそのままにしておくという、この点については大いに懸念がありますので、鴻池委員長が戻られた際には、十分に審議を尽くして、この点を委員長に、政府にも、意見を述べていただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、中世のヨーロッパ

の政治思想家マキャベリ、このマキャベリの言葉を私たちがこの委員会に身を置く議員は重く受け止めるべきだと個人的に考えております。マキャベリはこう言いました。戦争は、始めたいときに始められるが、やめたいときにやめられない。

今回の法案、政府は、これは国民の皆さんの安全を高める、自衛隊員の皆さんのリスクをむしろ減らすという説明をしておられますけれども、そうではなく、潜在的に国民の皆さんの安全を脆弱なものとし、自衛隊員の皆さんの潜在的リスクを高める可能性があるのではないかという点が根底にある最大の論点でございます。

敬愛する鴻池委員長は、これらの点を十分に御理解してくださっていると思ひますので、万が一その席にお戻りになった際には、与野党議員とも鴻池委員長の下で十分な上にも十分な審議を尽くすことを求めて、じくじたる、じくじたる思いでございますが、鴻池祥肇委員長の不信任動議に賛成の討論とさせていただきます。

○理事(佐藤正久君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○理事(佐藤正久君) 速記を起こしてください。

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。

私は、会派を代表して、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会、鴻池祥肇委員長の解任決議案に賛成の討論を行います。

私は、維新の党案、対案の発議者として答弁者席に移った小野次郎議員に代わりまして、途中より理事の任に就かせていただきました。鴻

池委員長は、そんな不慣れな私にも親切、丁寧に接してください、また、委員会の運営についても、私が言うのも僭越ですが、非常にフェアに、むしろ我々野党の意見をしっかりと尊重してください、私も多くあり、御自身の意思で、駄目なものは駄目だと、良いものは良いとはつきり述べられる姿、同じ兵庫県の先輩、その鴻池委員長の姿には尊敬の念を持ってきました。

しかし、その委員長の姿が大きく変わったのは、先ほど大塚議員からも話がありましたとお、今週火曜日の中央公聴会を委員長職権で、強行採決により、我々野党の知らぬ間に決めた頃からではないでしょうか。その後、昨日の地方公聴会の後、締めくくり総括的質疑、これも委員長職権で決められました。十分な時間も取らずに、公聴会での貴重な御意見、様々いただいているわけですが、それを審議に反映する時間、その余裕も与えずに、単なるセレモニーと公聴会をしてしまうような、そんなやり方を委員長が職権で決められました。

そのこともあって昨日の理事会が大混乱したことは皆様御存じだと思いますが、混乱が収束しなかなかったために、深夜の三時半頃だったと思います、もう今朝方ということになりますけれども、長く続きましたので一旦休憩をして、同じ理事会室で、同じ状況で、今日の朝八時五十分から理事会を再開しようと、全理事合意の下、理事会は休憩になったと認識をしています。私もこれはしつこく、最後にもう挙手までして、そこは念押しして委員長に聞かせていただきました。委員長も含め、皆でこれは約束して決め

たわけです。

しかしながら、今朝になって、急に理事会の場所をこの委員会室、理事会室ではありません、この委員会室に変えるとまた委員長職権で決められました。約束を破っては駄目です。こんな信義にもとる、信用できない、納得できない進め方、もう本当に先輩鴻池委員長に私が言うのも本当に恐縮ですが、残念でなりません。そのようなやり方をする方、委員長は、その委員長の職にふさわしくないとやわざるを得ません。締めくくり総括的質疑という話が出ています。総理自身が、まだ説明不足だと、国民の理解十分に得られている状況ではないとお認めになっている中、締めくくるなんて早過ぎます。まだまだ詰めなければいけない論点、多々残っています。質疑を終局するなどまだまだあつてはなりません。

以上の理由から、私は鴻池委員長の解任決議案に賛成いたします。

以上です。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

私は、会派を代表して、鴻池祥肇特別委員長の不信任動議に賛成の討論を行います。

参議院は衆議院の下部組織でなければ官邸の下請でもない、あの磯崎補佐官の参考人招致の際に鴻池委員長が言われたこの言葉に私たちは共感を覚えました。そして、その後、政府や与党、時には叱責するその姿にも私どもは共感も覚えました。しかし、残念ながら、この間の、とりわけここ数日の異常極まりないこの委員会の事態を見るとときに、残念ながらこの言葉に反

することが行われていると言わざるを得ないわけでありませう。

一体、この間の異常極まりない事態はなぜ起きてくるのか。その発端は、中央公聴会の終了直後、地方公聴会の前日に、突然与党が、地方公聴会終了後、六時から締めくくり総括質疑を行い質疑終結をするという、乱暴極まりない、しかも異常な提案をしたことにあります。九月十四日のこの委員会での質疑の際に、総理自身が今の国民の理解について、まだ十分な理解を得られていないとはつきり明言をされました。にもかかわらず、なぜ終局などという提案ができるのでしょうか。

本来、当然、理事会出席の野党は、このような提案は受けられないと主張いたしました。更に質疑をするべきだと表明をいたしました。ところが、残念ながら鴻池委員長は、野党各党の合意もないままに協議を打ち切つて、職権で一方向的に締めくくり質疑、質疑終結の日程を決めました。

委員長の職にある者は、本来、委員会運営に当たっては中立公正を旨とすべきであることは言うまでもありません。にもかかわらず、この与党の乱暴極まりない異常な提案をそのまま職権で決めることは委員長の本来の職に全く反する行為であつて、このような鴻池委員長を到底信用することはできないわけでありませう。

とりわけ、昨日、横浜で地方公聴会を開いた後に、帰ってきて夜六時から委員会を開催するという日程は極めて異常かつ重大であります。本来、中央や地方の公聴会というのは、広く国

民の皆さんの意見を聞いて、それを単に聞きおくだけじゃない、その意見をしっかりとその後の審議に反映をされるために行うものであります。

とりわけ、今回の公聴会は、これまでも増して重い意味を持っておりました。それは、この法案が、憲法の大原則、国の在り方の根本に関わる法案であって、主権者国民の意見を広く聞いて審議に生かすことがどの法案よりも増して必要不可欠だということであります。だからこそ、国会周辺には今この瞬間にもたくさん国民が駆け付けて、多くの市民が国民の声を聞けと、この声を深夜まで上げ続けているわけがあります。

だからこそ、このような大きな関心のある法案だからこそ、この十年間では最高の九十五人も公述人の応募が、事実上僅か一日半であったけれども、ありました。そして、その全てが反対の公述でありました。この十年間で次に多かったのは教育基本法ときの十七人でありましたから、圧倒的に多かったです。本来でいうならば、私は、この九十五人の応募された方全てから御意見を聞きたい。二度、三度、四度、五度と公聴会を行うべきであります。

そして、この中で、公述人の一人として来られましたあのSEALDsの奥田愛基さんの公述は、本当に多くの皆さんの共感をえました。彼はこう言いました。

強調したいのは、政治的無関心と言われていた若い世代が動き始めているということなんです。私たちは、この国の民主主義の在り方、未来について、主体的に一人一人考え、立ち上がって

います。今、反対のうねりは世代を超えたものです。七十年間のこの国の平和主義の歩みを、さきの大戦で犠牲になった方々の思いを引き継ぎ、守りたい、その思いが私たちをつなげています。私は、今日、その中の一人として、まさに国会を囲んでいるその一人としてこの場に來たと、彼は言いました。そして、どうか政治家の先生、個人でいてください、この国民の意見を聴いてください、勇気を振り絞り、尊い行動を行ってください。

私は、本委員会に参加する全ての委員がこの言葉を重く受け止めるべきだと思わけてあります。実際、この間の中央、地方での公聴会では、様々な新しい論点や疑問が出されました。それをよく検討し、そしやくし、政府にも確かめ、そして質問を行ってこそ国会の役割を果たすことができると思っています。

中央公聴会で公述をされた松井さんは、そもそも集団的自衛権という考え方は先進国が海外の帝国主義的な権益を守るために考え出された概念であることを出発点として押さえておく必要があります、これを今の時点で改めて集団的自衛権の行使を可能にすると議論することは、日本の国の方向性としてそういう危険な方向に向く可能性があるという危惧をされます、こう述べられました。

そして、昨日の地方公聴会でも、前の日本学術会議の会長である広渡清吾さんはこう言われました。安保法案は、安倍首相の積極的平和主義の名の下に、自衛隊を武力行使する軍隊として世界に派遣し、自衛隊員が人を殺し、自ら殺

される事態をつくり出すものです、まさに平和主義とは正反対の武力の積極的使用を意味します、戦後、日本国憲法が確立した個人の尊厳の原理と両立しません、さらに、武力行使をすれば国際紛争は解決せず逆に問題を生む、現にヨーロッパに押し寄せる難民の問題が示しています、こう言われました。

そして、ドイツ法学の専門家として、ドイツ憲法に定められている難民の庇護権というものが、あの戦争のときのドイツの痛苦の経験と教訓から生まれたものであること、そのことが憲法九条と重なることだということも公述をされました。私は大変感銘を受けて、こういうことをお聞きいたしました。

そして、弁護士の水上市公述人は、今回の法案が様々な問題を持っていると。例えば、後方支援をする際に国際法、国連憲章などの裏付けがなくてもできるという問題など、様々な問題が言われました。そして、政府の答弁と条文が対応していないと、彼は、本当に政府答弁を生かすのであれば条文をこのように変えるべきだという具体的な提案まで昨日の地方公聴会でされたわけがあります。

私は、こうした様々な意見陳述は、衆参で二百二十二回も審議が中断になるような、度々答弁不能に陥ってきた政府の答弁、そしてホルムズ海峡の機雷掃海にしても邦人輸送中の米艦防護にしても、集団的自衛権の立法事実そのものすらなくなつたような、この間のあのひどい政府答弁と比べると、これらの公述の中身ははるかに、はるかに豊かな内容でありました。

しかし、昨日のあの地方公聴会に参加した委員は、この委員会の四十五人のうち二十人だけなんです。今委員長席に座っている佐藤理事も昨日は参加されておられませんでした。そして、今朝の未明に提案をされた今日の委員会で行うという地方公聴会その報告書は、これだけの豊かな内容があるのに、たったA4一枚のものでありました。余りにもひどいと私たちが抗議をして、今朝はA4二枚になりました。委員会報告としては確かに限界があるでしょう。しかし、少なくとも、私は、地方の公聴会をやった以上は、この委員会にいる全ての委員がこの議事録をしっかり読むということは当然のことです。それすらできないままに、帰ってきてすぐ質疑を行って終結をする、こんなことが一体許されるのか。与党の皆さんは、この公述人の議事録を読んだ人がいるんですか。私は、本当に公述人を愚弄するものであり、それは国民を愚弄するものだと言わざるを得ません。このような委員会運営は絶対に承服をすることはできません。

さらに、この間の質疑の中で、統一見解、資料要求が繰り返し出されました。これらは、委員長などの努力で解決されたもの、出されたものもあります。しかし、今朝の理事会に出されたこの理事会協議事項の中では、まだ統一見解が五つ、そして資料要求は八つ残ったままなんです。私がおとつこのことを指摘をいたしませんと、与党からは、努力をしていると、会期中には出せませんが、こうおっしゃいました。冗談じゃありません。委員会で採決をし

てから、その後から出してどうするんですか。衆議院の質疑では、あのイラク派遣の行動史について政府が提出を約束をしましたけれども、それが出てきたのはあの強行採決の後でありました。自衛隊の派遣に関わるそういう重要な資料が後から出てくる。どうしてこれで質疑ができるというのか。まさに、このような衆議院の愚を絶対に繰り返してはならないというのが参議院の審議の在り方だと思います。

理事会協議になった資料というのは、これは提出者だけではなくて、これは理事会全体のものでありますし、それを実行させるには委員長責任があるわけです。これらを提出させることなしに質疑終局を提案をすること自身は、私は、まさに与党の責任放棄でありますし、それを受けられた委員長の責務を放棄したものと云わざるを得ません。

さらに、我が党はこの審議の中で自衛隊の内部資料を繰り返し明らかにいたしました。自衛隊のトップが、昨年の総選挙直後に訪米をして米軍の幹部に対して、まだ安倍内閣、第二次、選挙後の安倍内閣の組閣も行われていない、法案についての与党協議も行われていない、ましてや、安倍総理が施政方針演説などしていないその段階で、自衛隊のトップがアメリカ軍に対して、この法案は八月までに成立すると、このことを表明しました。

そして、その直前のあの沖縄県知事選挙で基地反対派の知事が県民の圧倒的世論で選ばれたにもかかわらず、政府は、方針変わらず辺野古の新基地を建設すると、このことをアメリカに対して表明をいたしました。アメリカの下で、全く国民を無視した自衛隊の恐るべき暴走だと言わざるを得ません。これを知っていたならば、政府は国会と国民を愚弄することになります。知らなかったならば、まさにシベリアアンコントロールが問われざるを得ません。

統幕長は、私たちが出した最初の内部資料については、その存在を認め、国会に出されました。そして訪米資料については、同じタイトルのもものはあると認めつつ、同一のものはないと言った。じゃ、どこが違うかと言いますと、それは言えませんが、冗談じゃないですよ。何を隠しているんですか。この訪米資料の提出を私たちは求めてまいりました。これはまさにこの法案の質疑の前提になるもので不可欠なものでありまして、これも実現をしていない中で、どうしてこのような中で質疑の終結などができるのかという問題であります。

そして、戦争法案は憲法を真つ向から否定する違憲立法そのものであります。そのことは審議を通じて浮き彫りになりました。憲法学者の圧倒的多数、そして日弁連、歴代内閣法制局長官が次々と国会に来て、議事録に残る形でこの法律は違憲だということを表明をされました。それでも政府は、こういう声を無視をして、憲法の番人は最高裁だと言いました。

しかし、その最高裁の元長官自身がこの憲法

は違反だと断じられました。そして、つい先日、この場に元最高裁の判事の濱田さんが来られて、やはり違憲だということを言われました。このような専門家の意見にまともな耳を傾けないという安倍内閣の姿勢について、私は昨日、地方公聴会で前学術会議の会長の広渡公述人に御意見を聞きました。広渡さんは、反平和主義、反民主主義、反立憲主義に加えて、反知性主義だと厳しく批判をされました。

そして、濱田公述人は、なぜ自分が最高裁のOBなのにここに出てきたのか。現役の者に影響を与えるのはよくない、そんな思いもありつつも、今、日本の民主社会の基盤が崩れていく、大変な危機感があつたんだと、こう言つて、この場に来て公述をされたわけでありませう。衆議院に続いて本院での委員会審議を通じて、まさに質疑をすればするほど国民の反対の声が大きく広がっている。今、国会でも、この違憲の法案を採決すべきでないという声で今この国会は包囲をされております。これに耳を傾けることこそ私は本院の、本委員会の役割だと思ひます。採決反対は、中央公聴会、地方公聴会の公述人の意見でもはつきりしております。まだまだ議論すべきことが議論されていないという指摘もたくさんありました。

中央公聴会で濱田公述人は、今日ここで長時間座っているのが単にやらせてやらされているとは思いたくない、皆さんの良識、良心に従つてこの審議の帰結を決めていただきたい、私の意見としては、この審議は採決に十分達していないと述べられました。

地方公聴会で水上公述人は、私は、十五日の中央公聴会を見て、この国の民主主義に希望を持ち、一方で、その後、この地方公聴会の後に質疑終局を決めた理事会を見て、この国の民主主義に絶望しつつありますと、こう言われました。そして、その上で、委員長、この公聴会は慎重で十分な審議のためですか、採決のためのセレモニーにすぎないのであれば、私はあえて意見を持ち合わせていない、申し上げる意見を持ち合わせていないと、ここまで言われました。そして、公聴会を開いたかいがあつたというだけの十分かつ慎重な審議をお願いしたいと述べられました。

そして、水上公述人は、その最後にこう言いました。国会は立法をするところです。政府に白紙委任を与える場所ではありません。ここまですべて重要な問題が審議において明瞭になり、今の法案が政府自身の説明と重大な乖離がある状態でこの法案を通してしまふ場合は、もはや国会に存在意義などありません。これは単なる多数決主義であつて、民主主義ではありませんと、ここまで声を上げられました。

そして、広渡公述人は公述の中で、良識の府の参議院として、全ての議員が国民の代表として、国民の反対と不安を自分の目と耳で認識をし、法案の違憲性を判断をして、廃案にしたい、ただきたいと、こう述べられました。

私たちは、この公述人の皆さんの意見、その背後にあるたくさんの国民の皆さんの意見をしっかり受け止めることこそが今必要なことじゃないでしょうか。そんなときに、締めくくり総

括とか質疑終局などあり得ないじゃありませんか。与党の皆さんは一体この公述人から何を聞いたんですか。どう受け止めているんですか。聞きおくだけなんですか。公述をセレモニーにする気ですか。私は、民主主義を愚弄するようなこのようなことは絶対に許されません。

審議を打ち切り、採決強行の暴挙は、国民の意見に真摯に耳を傾け審議に生かす重要な機会を多数派の通過儀礼におとしめたというほかありません。鴻池委員長が言つてきた、衆議院の下部組織でも官邸の下請でもない、この言葉に真つ向から反する事態ではありませんか。このことを進めるような鴻池委員長を私どもは信任をすることはできません。野党のみならず、主権者国民の多数の声を踏みにじる暴挙、民主主義の否定という以外にはありません。立憲主義を否定し、この戦争法案を強引に成立させようという安倍総理と同罪と言わざるを得ないわけでありませう。

私たちは、鴻池委員長の運営が多数派の政権与党の暴走に加担したものだ、このことは決して信任できない、このことを強く主張し、不信任動議に対する私の賛成討論といたします。

○水野賢一君 無所属クラブの水野賢一です。鴻池祥肇特別委員長に対する不信任動議に賛成の立場から討論をいたします。

賛成の理由は単純明快です。現在審議中の安全保障関連法案に関して、審議も十分でないまま強行採決に向かっていることが誰の目にも明らかだからです。

そもそもこの法案は、形の上では二本の法案

となつていますが、そのうち一本は、内実を見れば、十本もの法律を束ねて改正するという盛りだくさんの内容のもので、それだけに、議論すべき課題がまだまだ数多く残されているじやありませんか。

現に、内容を詰めていけばいくほど、防衛大臣が答弁に窮し、速記が止まるというのが委員会審議の実態じやありませんか。まして、維新の党からは多くの対案が出されています。また、民主党と維新の党は、共同で領域警備法案も提出しています。後者については、先日委員会でも趣旨説明の聴取をしたばかりじやありませんか。さらに、報道によれば、与党は別の三党との協議で閣議決定とやらまで約束しているそうじやありませんか。

ならば、こうしたことについてもしつかりと審議するのが当然ではないですか。なぜこれで締めくくり総括質疑なんですか。なぜこれで質疑終局なんですか。なぜこれで強行採決なんですか。全く道理が通りません。

私は、昨日午後六時に、若しくは本日の朝に締めくくり総括質疑を開くことには断固反対の立場でありました。しかし、それは、審議そのものを拒否すると言っているわけではないのです。この状況の中で、この状況の中で審議を締めくくろうとすることに反対をしているのです。この状況の中で、この状況の中で審議を打ち切ろうとしていることに反対をしているのです。この状況の中で採決を強行しようというところに反対をしているのです。

与党はすぐに野党が審議拒否をしていると言

います。しかし、会期は二十七日までであるんです。にもかかわらず、にもかかわらず早々に質疑を締めくくろうとし、そして、もつと深掘りした議論を拒否しているのは、実は与党側じやないですか。

更に言えば、職権で本日の参議院本会議がセツトをされています。本会議の定例日でもない本日、しかも採決をすべき上がり法案もない本日、何のために本会議を職権で立てる必要があるのでしょうか。委員会での質疑を打ち切つて本会議採決に持ち込もうということは、誰の目にも明らかなきじやありませんか。こうした与党側の路線を象徴しているのが、残念ながら鴻池委員長であります。

私は、法案には反対の立場であります。しかし、法案への賛成、反対は別としても、与党・政府側の国会運営には多くの疑問があります。基本的なルールをないがしろにしていることが多過ぎるのです。

本日も、この不信任動議の提出後に、なぜとすることがありました。ちょうど理事会で鴻池委員長への不信任動議、まさに今議論になっているこの動議の扱いについて議論をしている頃でした。委員長に対する不信任動議が出ている以上、この委員会における最優先の議題はその動議の扱いであるべきです。委員長としての適格性や正当性に疑問符が投げかけられた以上、その問題を最初に処理するのは当然のことです。

つまり、委員長不信任動議、つまりこの動議が最初の議題になることが分かっているにもかかわらず、中谷防衛大臣と岸田外務大臣が委員

会室に、つまりこの部屋に入室し、その大臣席に着席していたんです。

委員長の不適の採決のとき、なぜ行政府にある閣僚たちが答弁席に座ろうとしたのでしょうか。要は、委員長不信任問題、それを処理しただけでも法案の質疑終局にでも持つていきたかったのじやないですか。

道理にも反する、しかも、慣例にも反するこうした行為を平然と行ってきている政府・与党側に猛省を促したいというふうに思います。

以上、様々に申し上げてきましたが、審議も尽くされずに強行採決をすることなどというのは論外ということに改めて申し上げながら、与党の横暴な国会運営には強く、強く、強く、強く、更に強く、強く、強く、強く抗議をして、委員長不信任への賛成討論といたします。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

私は、社民党を代表して、鴻池祥肇委員長に対する不信任動議に対して賛成の立場から討論を行います。

私は、鴻池委員長を、今はこの対象になっておりますが、鴻池委員長を大変尊敬をしております。

二〇一五年八月二十二日の東京新聞、鴻池氏は、さきの大戦で国会は軍部の独走を止められなかった、貴族院でどうにもならなかったから参議院を置いたと持論を展開。その上で、参議院の役割は衆議院の拙速を戒める立場だと指摘をした。そして、安保法案について、参議院が合意形成の努力をしなければいけないときに、総裁選とか法案をいつまでに成立させなければ

いけないとか、ばかなことを言っではいけないと強調した。そのとおりだと思います。

磯崎補佐官に対する苦言や様々な発言、信念を持ち、歯にきぬ着せず、そして前後左右、上に気を遣わず、はっきりおっしゃる保守政治家の矜持を心から尊敬しております。

私は議員になって十七年目ですが、後藤田正晴さんや、亡くなられましたが、多くのいわゆる保守政治家と言われる方たちに生前ゆっくりにお話を聞く機会を持つてきました。後藤田正晴さんは、自衛隊を海外に派兵すべきではない、その持論をしっかりと持っていらっしやいました。自民党の保守の矜持とはまさにそれではないでしょうか。

鴻池委員長は、ただ、残念ながら、ここ数日、強権的な、あるいはごり押しとも言える運営をされたことに対し心から抗議をし、この賛成討論をする次第です。

十五日の夜、中央公聴会が終わった夜に、十六日、地方公聴会が終わった後、締めくくり総括をし、終局をするということを職権で決められたことは論外ではないでしょうか。地方公聴会をやる前に、地方公聴会で公述人にわざわざ、わざわざ来ていただく前に、なぜ終局を言えるんでしようか。これはあり得ないことだと思います。

実際、横浜で行われました地方公聴会において、広渡清吾専修大教授と水上弁護士両方から、このことについて苦言がしっかりと提示をされました。

水上公述人は、冒頭に、公聴会の後に質疑が

終局をするのか、公聴会は十分な審議のためか、採決のためのセレモニーなのか、もし後者であれば私は申し上げる言葉はない、委員長、どちらですかと質問を冒頭されました。委員長は、公聴会は十分な審議のためであるとおっしゃり、それで水上公述人は公述を行いました。にもかかわらず、なぜ地方公聴会の後の締めくくり総括、その提案なんでしょうか。地方公聴会や多くの人たちの、本当にこの国会のために発言をしてくださることをこんな形で踏みこじってはありません。

そして、昨日というか、今日十七日、三時半まで私も理事会の近くにおりましたけれども、みんなの合意で、厚意で休憩をすると、そして理事会は八時五十分、九時に委員会ということをしつかり聞いております。でも、本日十七日、朝来てびっくりいたしました。理事懇談会が開かれると思いきや、九時に何とこの委員会に委員長や理事が座っております。だまし討ちではないでしょうか。国会の中の合意をした、与野党合意でしたことすら踏みにじってしまう、こんなことを許しては、国会はあり得ません。そして、つい数時間前に、そこに存在した全ての人間で確認したことをだまし討ちでやるというこの運営は、まさに戦争法案が作動するときにもそにまみれた戦争開始を行うのではないのでしょうか。政治に対する信頼を根底から奪ってしまうものだと思います。

そして、本日十七日、残念ながら、鴻池委員長はまた委員会を再開し、締めくくり総括と、

また職権で立てられました。その直後に福山理事が動議を出されました。ここまで混乱し、ここまで混乱し、みんながきちつと質疑をすべきだということに、今朝、また職権で締めくくり総括を立てられた。

この今述べました三点のこの運営に関して、私は、これはあり得ないという立場から不信任の動議に賛成をするものであります。

そして、この委員会、例えば参考人質疑は衆議院で二回やりましたが、参議院では一回しかやっておりません。また、公述人と参考人は、残念ながら女性は一人もおりません。昨日、衆参女性国会議員有志で要請書を、要請文を、鴻池祥肇委員長にこれを手渡しをいたしました。

昨日中央公聴会、本日横浜での地方公聴会が開かれたものの、これまでの公述人には女性は一人も選ばれておらず、とりわけこの法案に不安を持つ多くの女性たちの声は届けられていないと思えません。安倍政権では女性の活躍や意思決定過程への参画を重要視されていることから見ても、極めて遺憾です。私たち女性国会議員は、現在選ばれて国会に身を置く者として、この平和憲法下に保障された女性参政権の上に国民の負託に負うべく仕事をしています。今回の審議における本質的瑕疵としてこの問題を指摘し、委員長には是非とも拙速な採決の道を取るのではなく、女性たちの声を聞き、十分な審議としていただけますよう強く要請します。

今、たくさんこの法案についての反対の声が広がっております。SEALDs、MIDDLE Es、OLDs、TOLDs、芸能人の皆さん、

映画人の皆さん、そしてスポーツマン、スポーツウーマンの皆さん、表現者の皆さん、それから中東研究者の皆さん、そしてママたち、高校生、たくさんの皆さんが反対の声を上げています。

とりわけ、ママたちが誰の子も殺させないということ掲げて、まさにママの立場からこの法案に反対していることは極めて重要です。たくさんのメッセージをもらいました。私も子供がおりますけれども、誰も、子供を殺させるために、殺すために産んで育てるわけではありません。このような切実なママの声を国会は聞くべきではないでしょうか。

そして、全日本おばちゃん党のおばちゃん党はつさくの第一項めは、「うちの子もよその子も戦争には出さん!」、戦場には出さぬというものです。これこそまさに根本的な、うちの子も大事、でも、よその子も、誰の子も、どんな子も戦場で殺させない、この声を是非国会でしっかり聞くべきではありませんか。

公述人も参考人も全員男性であったということは、偶然かもしれませんが、残念なことであり、そういう現場の声を是非聞く機会を持つべきだと思います。

また、先日、自衛隊員と家族、恋人のための安保法制、集団的自衛権行使相談が行われました。その中で、いろんな方から声が寄せられております。

これは、例えばお母さん、息子さんは二十代、陸自ですが、息子のことが心配です、安保法制には大反対、反対の声を大きな声で伝えてほし

い。そして、イラク派兵のときには身辺調査が行われているというのを聞き、国会前にも行きたいが、なかなか行けない。自分も国会前に行っても大丈夫でしょうか。大丈夫です。自衛隊員の子供がいて、賛成する親はいないと思う。

いろんな声が本当に寄せられております。まだまだ、まだまだこの国会は、参議院はそういう声を十分聞いていない、そういうふう思っております。

なぜ、なぜ審議を打ち切り、なぜ、なぜ採決を急ぐのでしょうか。二十七日まで会期があります。連休を返上して、この中でしっかり審議すればいいじゃないですか。まだまだ時間がある。私たちはお盆も返上して審議をやりました。先ほど福山さんからも返上してありますが、この連休中、しっかり審議しようではありませんか。

安倍内閣は、安倍総理は国民の声を恐れています。説明し、国民が理解すればするほど、この法案が国民のためものではないことに気が付いて、自ら主体的に声を上げる国民を恐れています。自分たちに憲法上の正当性がなく、当事者意識もなく、思考停止になっていることが国民にばれてしまうのを恐れています。だから、立憲主義どころか民主主義さえ否定して、今多くの国民が動いています。本当に多くの国民が動き出す前に強行採決をしようとしているのではないのでしょうか。

安倍内閣は臆病者政権です。国民の皆さんにしっかりと説明をするというのであれば、まだまだ、まだまだ理解が足りないというのであれば、

しっかりと審議をしようではありませんか。審議の打ち切りなどあり得ません。

昨日、広渡清吾教授は、反知性主義、反立憲主義、反民主主義と言いました。SEALDsの皆さんが戦争法案反対と言うときに、自由と民主主義を掲げていることも極めて大事だと思えます。若い人たち、国民、市民は、戦争法案が平和を壊すということだけではなく、日本のまさに自由と民主主義が壊れてしまう、そのことを危惧をしているからなのです。だからこそ、だからこそ私たちが、この国会が、その民主主義を多数決主義で踏みこじってはならない、このことは極めて大事なことです。

今日もし採決をするのであれば、もはや政府・与党は、自由と民主主義を標榜する資格、平和を標榜する資格はありません。

そして、この法案の中身についてまずお話をいたします。

まず、何といっても憲法違反だということですが。自民党は、自民党こそが、まさに自民党こそが、戦後、集団的自衛権の行使は違憲であるとしてきました。二〇〇四年一月、安倍総理は、当時、安倍委員ですが、国会で質問しております。日本国憲法下で集団的自衛権の行使は可能か。秋山内閣法制局長官は、集団的自衛権の行使と個別的自衛権は質的に違いますが、量的な差異ではない、日本国憲法下で集団的自衛権の行使は違憲ですとはっきり答えております。この答えを、なぜ安倍総理はしっかりと聞かなかったのでしょうか。

自民党の皆さん、与党の皆さん、政府の皆さん

んに申し上げたい。集团的自衛権の行使を違憲であるとして、法律を、行政を行ってきたのは、ほかならぬ皆さんたちではないでしょうか。安倍内閣は、もはや自民党政治ですらありません。私たち国会議員は、憲法九十九条の下に憲法尊重擁護義務を持っております。天皇、摂政、國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務がある。当然のことです。総理大臣、最高権力者こそ憲法を守らなければなりません。

マグナカルタ、一二一五年、八百年前に作られたものは、まさに権力を縛るもの、憲法はそのような形で誕生をいたしました。最高権力者が、権力者が憲法を守らなくては憲法が憲法ではなくなくなってしまいます。総理の上に憲法があり、総理の下に憲法があるではありません。憲法を守れ、安倍総理、政府・自民党は憲法を守れ、そのことを言いたいと思います。

この戦争法案は、誰が見ても、誰が見ても、誰が見ても憲法違反です。だから、ほとんどの憲法学者が、日弁連は全会一致で、そして多くの研究者が、学者が違憲と言っています。歴代の内閣法制局長官、そして最高裁長官、最高裁判事ですら、あえて憲法違反だと言っています。私は、その気持ち痛いほど分かります。

憲法が憲法でなくなる社会は、一体どんな社会でしょうか。憲法にのっとって、憲法、法律、政省令という序列の下に私たちは生きています。私たち国会議員は憲法に基づいて法律を作ります。行政は憲法に基づいて行政を行います。裁判所は憲法に基づいて判決を出します。この社

会で憲法が憲法でなくなる、まさに無法地帯ではないでしょうか。

だから、私たちは、この戦争法案の問題点は、単に戦争法案だけの問題点ではないんです。憲法が憲法でなくなる、憲法が憲法でなくなる社会をどんなことがあっても私たちはつくつてはなりません。

私たちは、この戦争法案、大きく二つあります。

集团的自衛権の行使を合憲としていることです。自分の国が攻められていないにもかかわらず、他国の領域を武力行使できることを容認しています。例外的にといいますが、例外の要件について明確な提示はありません。全くの白紙委任で、日本は、日本が攻められていないにもかかわらず、他国の領域で武力行使をします。

そして、二つ目は、いわゆる後方支援という名の下に一体として戦争を行うことです。非戦闘地域ではなく、戦場の隣であればどこへでも行けると条文上はなっている。弾薬は提供できなかったのに、弾薬を提供できるようにする。そして、発進準備中の戦闘機にまさに給油も整備もできる。そして、その弾薬は消耗品であり、クラスター爆弾も劣化ウラン弾も、そしてミサイルも全部入る、運搬する武器の中に核兵器も入る、発進する戦闘機に核兵器も、核爆弾も搭載することも定義上は除外されていないと防衛大臣は答えました。どこまでこの国は、どこまでこの国は醜い戦争に加担しているかとするのでしょうか。

戦後、七十年前、日本は三百万人の日本人の犠牲と二千万人以上と言われるアジアの人々の犠牲の上に憲法九条を獲得いたしました。どれだけの犠牲を払ってこの憲法を獲得したのか、いまだもって戦争の被害に苦しんでいらつしやる人がたくさんいらつしやいます。だから、この戦争法案は、私は、三百万人の犠牲者、二千万人以上の犠牲者に対する冒涇だと考えます。こんな法案を、どんなことがあっても成立させてはなりません。

私は、この国会で、いわゆる悪法と言われる法律が残念ながら成立することを経験してきました。しかし、今回の戦争法案は、その悪法ぶりにおいて、憲法を踏みじめる点で、憲法違反の点で、憲法に対するクーデターという意味で、ほかの法律の比ではありません。

今、私たちはこの国会で、ナチス・ドイツがワイマール憲法がありながら国家授権法を作り、まさに政府限りで基本的人権を制限できるとして、あの暴虐の限りを尽くしたあのナチス・ドイツと同じ、まさに国家授権法成立前夜、そんな状況を迎えているのかもしれない。私たちはそんなことを絶対にさせてはならない。明文改憲に反対ですが、解釈改憲はそれよりも百倍も一千倍も罪が重いことを国会議員は自覚をすべきです。

立法事実もありません。ホルムズ海峡の機雷除去について想定していないと、最後、総理は言いました。そして、米艦防護における日本人母子、これも必要条件ではないということで、立法事実、事実上、この参議院の審議の中で

消えてしまいました。立法事実がない、そんな法律を成立をさせてはなりません。

そして、三点目、戦争法案ということについて申し上げます。

私は、四月一日、予算委員会で戦争法案と言ったら、不適切であるとして削除要求を受けました。しかし、私は、三月でも、憲法審査会でも、戦争法案という言葉は何度も使っておりま

す。ある日突然、ある日突然、野党の国会議員の言葉が不適切となる、しかも同じ委員会です。安倍内閣は、メディアや教育をコントロールしようとし、そして野党の国会議員の言葉狩りまでやろうとしているのでしょうか。

この戦争法案という言葉が不適切である、変えてほしいという自民党の人と話をしましたが、戦争法案ではなく、戦争につながる法あるいは戦争関連法ではいかがかと言われました。同じことではないでしょうか。

私は、安倍内閣が、まさに専守防衛は変わらないと言いつつ、専守防衛は変わらないと言いつつ、自分の国が攻められていないにもかかわらず他国の領域で武力行使をすることを認める、これはもう専守防衛ではありません。中国の軍拡や北朝鮮の脅威を言いますが、それは個別的自衛権の問題です。日本人の命と暮らしを守ると言いつつ、世界中で自衛隊が戦争できる、後方支援ができることを認める法案は、まさに説明が違つて、国民を誤つた言葉で、誤つた言葉でごまかして、だましているとしか言いようがありません。

安倍総理は、安倍談話の中で、侵略戦争につ

いて間違っていた、侵略戦争であった、満州事変以降は侵略戦争であったということを明言をしませんでした。

そして、イラク戦争について私が先日聞いたところ、大量破壊兵器はなかったことは認めながら、私が、これは九月十四日の委員会ですが、今の時点で判断は変わらないということである、正しいですね、正しい戦争なんですかと質問したところ、総理は、「妥当性は変わらないというのが政府の考えでございます。」と答弁をされました。

アメリカもイギリスも、間違っていたということを検証しています。オランダは、国際法違反であることを正式に認めました。イラク戦争をいまだもって正しい戦争であったと言つたこの安倍内閣、国際水準から見ても明らかにずれて、外れております。

戦争が起きるときに、まず情報開示をしない、あるいは情報すら実は持っていないのかもしれない、大量破壊兵器がなくてもいまだに正しい戦争だつたと言つ、そして検証すらしない、全く思考停止ではないでしょうか。このような態度であれば、アメリカが行う戦争に思考停止で、アプリアリに、自動的に肯定をしていくのではないか、そういう危惧を大々持っております。

(発言する者あり) 危惧ではなく、まさにそうだとこの声がありました。私もそう思います。私は、戦争に正しい戦争も正しくない戦争もないと思います。九十三歳の瀬戸内寂聴さんは、議員会館前のところに来られて、戦争に正しい戦争なんかない、戦争は人殺しです、そうおつ

しやいました。そのとおりだと思います。

しかし、この法案は、正しい戦争であることの担保すら置いておりません。存立事態も重要影響事態も、その前提となる戦争は、国連決議や安保理決議すら要件としておりません。あのイラク戦争を、いまだもって当時の判断は正しかった、正しい戦争だつたと言つたこの内閣は、未来に向かつて間違つた戦争に、とりわけ醜い、汚い、泥沼の侵略戦争に加担していくのではないのでしょうか。だからこそ、この戦争法案に反対です。

この委員会でも、イラク戦争の実相について質問をさせていただきました。まさに米軍ヘリから無差別に市民を殺している、あつはつはと言いつつ、いながら殺している、そんな写真、そしてウイキリークスに内部告発された動画もあります。どういふ戦争なのでしょう。

対テロ戦争とは市民への殺りく、市民への戦争は無差別殺人です。戦争法案は、リスクの肩代わり、そしてお金の肩代わり、そして人員の肩代わり、戦争下請法案です。私は、戦争によつて日本の自衛隊が被害者になつてはならない、そう思います。日本の政府が戦後初めて日本の若者に対して人を殺せと命ずることが絶対にあつてはならない、そう思います。

そしてもう一つ、加害者にもなつてはなりません。私は、戦後の日本が、海外で武力行使をしない、非核三原則、武器輸出三原則、この三つを掲げて戦後七十年を築いてきたことは日本の財産だと思つています。これをかなぐり捨てようとしているのが安倍内閣です。日本製の武

器が世界の子供たちを殺さなかった、これはまさに日本の財産、宝物ではないでしょうか。日本がまさに誇っていいことです。でも、安倍内閣は、武器と原弾を売って金もうけ、軍需産業のためにも、まさに武器輸出三原則を見直し、戦争法案を成立させ、弾薬を提供し、まさに戦争しようとしています。

私たちは、戦争の被害者にも加害者にもなってはなりません。そして、対テロ戦争、憎悪と報復の連鎖の中に日本が入っていくけば、どれだけ日本は多くのものを失っていくのでしょうか、どれだけ多くのものを日本が失っていくのでしょうか。これは、与党自民党の皆さんたちもむしろ理解できることではないでしょうか。保守の矜持というものがあつた皆さんたちの先輩たちは、戦争しない、海外で武力行使はしない、そのために政治を行ってきたんです。なぜそれを、なぜそれを壊そうとするんですか。これは、私たちが単に二〇一五年の七月にやることではなくて、日本の戦後の出発点と戦後の七十年間がこの戦争法案によって壊されるということが問題なんです。

たくさんさんの死者の人たちに対して私たちは責任があります。過去に対して責任があります。現在に対して責任があります。そして、私たちは未来に対して責任があります。どんな子も殺させない、そんなママたちの声をしっかり受け止めて政治をしなければなりません。(発言する者あり)

私は、この戦争法案は、日本の若者がまさに殺されるかもしれない、戦死するかもしれない、

そんな命の懸かつた法案です。審議は不十分です。もういいんじゃないですか。国民の一人一人の命を、世界中の子供の命を一体何と考えているんですか。日本がどれだけの、どれだけの、どれだけのものにこれから踏み込んでいくのでしょうか。

このようにたくさん問題がある戦争法案に関して、ごり押しをすることはできません。かつて、このような大きな法案は、何会期も何会期も何会期もまさに議論をしてみました。十一本の、実質的には十一本の法律をこんなに短期間に成立させようというのはまさに暴挙です。PKO法や船舶検査法や武器使用や、ほとんど議論されていない、議論が残っていることもたくさんあります。まさにこれからではないでしょうか。

先ほど、もういいよというやじには私は強く抗議をしたと思います。国民の命が懸かっている、人の生き死にが懸かっているそんなときに、もういいよということはないじゃないですか。

そして、申し上げたい。この法案、終局して採決などあり得ません。もし参議院が、与党が終局して採決しようとするのであれば、自由と民主主義を破壊し、憲法を破壊し、まさに憲法に対するクーデターを起すものです。憲法に対するクーデターです。憲法尊重擁護義務を持っている国会議員がそんなことをしていいとは思いません。私たちは、憲法とそして良心にのっとり、政治を行わなければならない。そして、政治は、ほかの何よりもやっぱり命を大事

にするものだと思います。

うそをついてはいけません。うそをついてはいけません。戦争はうそと捏造から始まった。柳条湖事件、トンキン湾事件、そしてイラク戦争です。トンキン湾事件はアメリカの自作自演、北ベトナムから攻撃を受けたと、トンキン湾で。それは自作自演であつたことを実はアメリカ自身がペンタゴン・ペーパーズで明らかにしました。それを持ち出したエルズバークさんはニューヨーク・タイムズにそれを持ち込み、二回連載したところでニクソン政権は差止めを掛けます。アメリカの最高裁は、我が国の若者が異国で亡くなることについて情報は開示されるべきだとし、連載が続き、ベトナム戦争は終わりを告げます。

秘密保護法がある日本でどれほどのことが明らかになるのでしょうか。事前承認、事後承認であっても、一体どれだけのことが本当に明らかにされるのでしょうか。中谷防衛大臣は、秘密保護法の適用があり得ると答弁をしました。情報は開示されるのでしょうか。

この戦争法案そのものが平和と自由と民主主義を踏みにじるものである、そして審議は不十分、私は廃案の立場ですが、採決ができる状況では全くない、採決ができる状況では全くないということを上申したいと思います。

また、もう一つ、この法案が成立した暁にこの日本の社会が大きく変わることを一言申し上げます。雇用と社会保障のことです。

一兆五千億円、骨太方針で三年間の間に削減すると言われ、なぜ百八十六億円のオスプレイ

を大量に買うのでしょうか。なぜ防衛予算は五兆円を超えるのでしょうか。国家財政は本当に厳しい状況です。戦争法案のために、プチアメリカ帝国をつくろうとし、防衛予算をたくさんにすることで、まさに、まさに防衛予算はうなぎ登りに増え、青天井となり、そして社会保障が圧迫されるのではないのでしょうか。

テロ特措法とイラク特措法は時限立法でした。ですから、まだ期限があった。しかし、重要影響事態法と国際平和支援法には期限がありません。恒久法案です。ということは、このことを、後方支援を始めて一体いつ終わりが来るのでしょうか。平和を壊すだけでなく、財政の面でも極めて問題です。大砲ではなくバタ、この古典的なことを申し上げたい。

この戦争法案がもし万が一成立をしたときに、この日本の社会が、戦争ができる国になるだけではなく、自由と民主主義が制限される。報道の自由が制限される、本当のことが報道されない。言葉が制限される。そして、財政がまさに防衛予算の方に削減される。多くの多くの変化がこの日本社会で起きるでしょう。ドンパチ戦争をやっているときだけに被害が起きるのではなく、戦争をするずっと手前の段階でこの日本の社会が、自由と民主主義が大きく変質をする。だからこそ、SEALDsを始め若い人たちが自由と民主主義を掲げ、反対をしているのだと思います。

与党の皆さんにとりわけ申し上げたい。

私は、保守の矜持というものはあると、そう思っています。戦後の保守政治をつくり、集団

的自衛権の行使を違憲とし、海外で武力行使をしてこなかった、その日本の政治を私たちは守っていくべきだ、そう思います。違う未来を一緒に作りましょう。未来の子供たちに対して私たちは責任がある。過去、現在、未来に責任があります。私たちは、歴史の中で重要な役割を果たしています。戦争法案を成立させるということとは、歴史の犯罪者になることです。歴史によって裁かれるでしょう。未来に、なぜこんな法案に賛成したのか、歴史の中で裁かれるでしょう。それは望まない。

参議院が参議院であり、国会が国会であり、あの苦難の戦争の後に貴族院から参議院に変わり、七十年間にわたる営々とした営みの中で、非戦の誓いを立て、先輩たちがどれだけ、与野党を超えて、党派を超えて、思いを込めて戦争をしない国であるために努力をしたのか、そのことを刻むべきだ、そう思っています。

歴史の犯罪者になってはなりません。国民の命を粗末に扱ってはなりません。殺人の共犯者になってはなりません。そのことを申し上げ、私の鴻池委員長への不信任動議への賛成討論といたします。

○山本太郎君 私は、生活の党と山本太郎とかまたちを代表いたしました、ただいま提出されました鴻池特別委員長の不信任動議、本当にこれ、断腸の思いで、賛成の立場から討論を行わなければならない状況になってしまいました。

鴻池先生も、そして私も兵庫県民であります。

(発言する者あり) そうなんです。この参議院で山本太郎は、はっきり言って浮いている存在

だと思えます。二年前、私がこの参議院に参加したときには特にそれが顕著であったと思うんですけれども、それも最近、参議院の先生方のいろんな御助言があって、大分政治について皆さんから教えていただいて、そしてどういう振る舞いをするのかということを経回怒られながら、少しずつ前に進めている状況があると感ずるんです。

その中でも、鴻池委員長は、内閣委員会という私が初めて入った委員会、その一つしか無所属のときには入れなかったんですけど、その初めての委員会で、鴻池委員長もその中で委員を務めていらして、すごく怖い顔で私の質問を聞いていらしたんですね。そのときに、ちょうど子宮頸がんワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、これによる副反応に苦しむ少女たちをテーマにした質問だったんですけども、その質問を終えた後に鴻池委員長が私のそばに来て、これは大変な問題やと、これは考えなあかん、政治家やったらと、ええ質問やったというお声掛けをいただいたんです。そのときに非常に感激しました。この子宮頸がんワクチンも物すごく大きな問題であることはもう皆さん御存じだと思います。三百二十八万人の少女たちが接種を受けました。全員の追跡調査、行わなきゃいけない。その中で、自民党の中でも重鎮であられる鴻池委員長からお声掛けをいただいたというのは物すごく心強かったです。

それだけじゃなく、こんなことを言っているのか分からないですけど、一緒にお酒を飲ませていただいたこともあります。鴻池委員長はこ

ういうふうにおつしやいました。君と僕だけで行くとフライデーとかに撮られたらやばいかなど、だからほかの人も誘うでと。で、民主党の先輩方と一緒に、（発言する者あり）いや、済みません。一緒にですね、そのような場を設けていただいて、いろんなふだんのお話から、そして政治に至るお話までいろいろ聞かせていただいたという思いもあります。

非常に自分自身にとつて、親しみを感じるというよりも、もつとそれよりも深い、何かたまにしか会わない父親のような存在といえますか、その中でもリス・ペクトもあるというようなお方だったんですけれども、今回のこの戦争法案の強行採決にしましては、やっぱりこれは、この動議に関しては賛成する以外はないという判断になりました。本当に断腸の思いで賛成討論をさせていただきたいと思えます。

おとといですか、九月十四日、本委員会でも私、鴻池委員長に厳しくお叱りを受けました。会議録を読みますと、鴻池委員長、このようにおっしゃっているんですね。私は政治家というのは議場においてどういう発言でもいいと思う、私も相当暴言を吐いてきました、ただ、今の山本君の発言につきまして、ちよつとある条約のことを指して、日米地位協定のことを指しまして、それを言い換える言葉として表現が適切ではなかったという御指摘を受けたんですね。で、分かりました、じゃ、その言葉を言い換えますという形になったんですけれども、国の主権をまるで売り渡してしまったような条約ではないかというふうに改めさせていただいたんですよ。

でも、いろいろ調べてみると、私が使ったキーワードというのは意外と国会の中では使われているようでして、私のその鴻池委員長から御指摘を受けた言葉を検索すると三百四十八回、国会の議事録に残っているというお話だったんです。うち、日米地位協定絡みは二件、日米行政協定絡みは六十五件。

やはり、この日米地位協定、行政協定に関して、私と同じ問題意識、もちろんここにいらつしやる皆さんも恐らくは同じ意識をお持ちであると思うんですけれども、そのような方々がたくさんいらつしやるんだと。その内容というのは、もう皆さん御存じのとおり、米軍は日本の占領時代をそのまま今も維持、継続させられるというのが、日米行政協定から地位協定に移つた、そのままの継続なんだよというお話なんです。

この件に関して本本当に、その言葉が適切であるか適切でないかということにも関しまして、委員長からはいろんな御意見、御意見といいますが御指導をいただきまして、私の至らない言葉というものを訂正していただいたりとかいう部分にしましては本当に感謝を申し上げたいんですけれども、どうしてもやはりこの地方公聴会からの流れというものに関しては賛成しかねるという部分があります。

続けます。
どうして今、今回の安保法案、まあ戦争法案とも言われますけれども、何のための法案なのかなど。これ、皆さんに考えていただきたいんです。恐らく、これは国会議員だけではなく、

この国に生きる全ての人々に考えていただきたい。どうして今、集団的自衛権って必要なんだろうと。どうして世界中で米軍の後方支援が必要なんだろうと。どうして今回、これまでの憲法解釈を変えて、現に戦闘行為が行われている現場でなければ、核兵器、ミサイルであっても弾薬提供、輸送もできるように、歯止めないですものね、発進準備中の戦闘機に給油できるようにしたのかと。

これ、全て米軍からのニーズなんですよね。そのようにお答えくださっていますから、米軍からのニーズがあったと。大臣がそのような答弁をなさるって、米軍のニーズのためにこの国のルールを変えるのかと。国民の命を守る、この国の、この国に生きる人々を権力者の暴走から守るようなルールまでも米軍のニーズがあれば変えてしまうことになるなんて余りにもおかしい話ですよ。けれども、米軍のニーズだ、アメリカのニーズだと政府は平気で答弁しちゃうんです。

今回の集団的自衛権の行使容認から、日米新ガイドラインから、十一本の戦争法案、それだけじゃない、これはもう原発の再稼働もTPPも特定秘密保護法から防衛装備移転の三原則までも、これらは全てアメリカのリクエストであるということが明らかになっていきますよね。この委員会でもお話をさせていただいたと思います、第三次アーミテージ・ナイ・レポート、完全なコピー、完コピーじゃないかと。主権があるのか、この国にはと。

先ほども申しました。旧安保、それとセット

であったのが米軍の在り方を決めた法律、法的地位を定めたものが日米行政協定。旧安保が新安保になった。その新安保とセットにされていって、米軍の法的地位を定めたものが地位協定。行政協定は、占領下時代のアメリカ、占領下時代の日本におけるアメリカの自由度、フリーにできますよということを書かれたもので、そして日米地位協定はそれがそのままスライドされたものだ。余りにもおかしくないですか。

先日、総理、アメリカに行きましたよね。本法案の成立を約束されたという、アメリカへの旅行と言ったら駄目ですね、アメリカを訪問されました。そのときに言われませんでしたか、昔戦ってきた同士なのに、今こうやって真の友となつてこの場に立てる、この場でこのような演説できていることが奇跡なんだと。そのような趣旨のことを言われていましたよね。でも、明らかに今、日本とアメリカの関係は友人と呼べるものなのかと。少なくとも、友人と言えるようなものに移行していくならば、その内容というものは改定されていくべきだろうと。

日米地位協定にしても、それ以外のことに關しても、全て丸のみ、言われたとおりじゃ、この国は誰のための国なんですかと。この国の法律は誰の意思で変更されていくんですか、この国に生きる人々の憲法は誰のニーズによつて変更されることになるんですかと。

じゃ、我々が支払っている、この国に生きる人々が支払っていただいて税金、誰のために支払われるんですか、誰の代理人がこの国会に入っているんですかと。もちろん、選挙で選

ばれました。全て有権者から選ばれた者であるには間違いありません。でも、その中でも、大多数を占める政治家の中には、企業の代表として、企業の代弁者としてこの国会に入っている人もいるでしょう、恐らく。だとしたら、皆さんがお支払いになった税金、誰のための恩返しに使われるか、これ非常に大切なお話だと思つています。

少し話を変えまして、先に行きたいと思いません。(発言する者あり) 乱暴という話を、ありますがどうございます、御意見いただきました。今の話は乱暴だと。そのお話を後ほど詳しく話させていただきますと思います。済みません。ありがとうございます。

それでは、はっきり言います。過去の自衛隊の派遣に關して、どのような活動が行われたか。そして、例えば戦争であつたり紛争であつたりしたならば、それを総括したというものがなければ、しかも、ある一つの省庁の評価、検証というものではなく、第三者の目にさらされた、厳しく精査されたものがなければ、自衛隊を活動地域を拡大させたりすることは決してできないわけでは、なぜならば、自衛隊は我が国にとつて非常に重要な存在だからです。

先日の災害でもそうでした。自衛隊がいてくれてよかつた、みんなそう思つたと思います、被災された方も、そしてその様子をテレビで御覧になった方も。東日本大震災のときにもそうでした。もし自衛隊が海外に派遣されてしまつた後にそのような自然災害などが起こつていたら、とてもじゃないけど間に合いません。十万

人の自衛隊員を動かす決断をされた、そのような決断をされた方が民主党の筆頭理事であります。

話、戻ります。

じゃ、今までこの日本で海外に対して派遣をしたという内容を見ていく、非常に重要だと思います。もちろん、陸上自衛隊もイラクに行きました。そして、航空自衛隊も行った。航空自衛隊、そして陸上自衛隊、イラクでの活動は、それぞれの陸上、航空の目線からはいろいろなものが出てくるかもしれません。

では、違う目線から見たらどうなんだろうと。イラクのサマワに派遣をされた陸上自衛隊の皆さん、本当に緊張感ある中で大変だつたと思つています。そこでは隊長も、隊長もと言つたら駄目ですね、委員長もそこに参加されていたんですものね、最高責任者として。

イラクの人たちはびっくりしたと言います。サマワの人たちはびっくりしたと言います。何をびっくりしたか。日本には軍隊がない、だから、自衛隊が来るかといつたときに、一体どのような人々が来るかといつたことは想像も付かなかつたと。現地にNGOとして入られていた方々がイラクの人々に言われたことなんです。ソニーが来るんだろう、トヨタが来るんだろう。今までサマワに住まわれていなかった方々もサマワに引っ越しされてきたと。すごいな、この田舎町にビルが建つんじゃないかって、東京みたいになるんじゃないかというような夢を膨らませていたと。

でも、実際に自衛隊の皆さんが到着をされた

とき、オランダ軍に護衛をされながら入ってきた。イラクの人々、サマワの人たちは本当に腰を抜かしたとNGOの方々は言われるんです。おかしいじゃないか、どういうことなんだと、話が違うじゃないか、どうして軍隊が来るんだよって。自衛隊が軍隊でないなんていう話は日本では通用しない話ですよ。当然です。

そのイラクで、イラクの人々が、どんな支援をしてくれるのかということを非常に期待を高めていたけれども、実際にされた数々のことは、地元の人たち、多く使われていたと聞いています。それはそうです。アメリカと日本は同盟国であり、そしてそれが一体化しているということが多くの人々に知られてしまえば、危険度は増すと。だからこそ、大きな日の丸をいろんなところに付けて行ったというような事実もあると思うんです。

その一方で、航空自衛隊、輸送をされていた。どのような輸送をされていたのか。国連関係者ですよとずっと言われていた、国連関係者の輸送をやっていたって。でも、それはたった六%で、六〇%以上が米軍や米軍属だったと。国会で言われているような審議、その答弁とは全く違う内容というのがどんどん出てくるわけですよ。

結局、この違憲、違憲と言ってしまいましたけれども、これは民事では負けてしまいましたけれども、そのときに判決として違憲という言葉が出てきているんですよ。じゃ、どういうことなのか、何を運んでいたんですかという話になると思うんです、そのような司法判断がな

されるといのは。何を運んでいたかは分からない、中身さえチェックできないということはどうも明らかなんです。おい、何を運ぶのかと、中身をチェックさせるなんて、信頼関係の問題ですよ。信頼関係壊れてしまう。一々中身なんてチェックできないよって。

じゃ、いろいろ、武器弾薬、いろんなものを運べると言っていることで、でも、大丈夫だと、我が国はそのようなものを運ばない、そう言い切れるものなんて何一つないですよ。チェックできないんだし、それが何なのかさえも分からないかもしれない。何もかもがたらめだなって。

話、戻りたいと思うんです。イラクの派遣だけではなく、海外派遣、いろんなことに対してその検証がなされなければならぬ、当然だと思うんです。誰の税金を使っているのか。この国に生きる皆さんからの税金からです。であるならば、その内容というものは明らかにされなければなりません。税金が一体どのように使われたのか、はっきりさせるのは当然ですよ。

じゃ、もし航空自衛隊が、名古屋高裁で違憲だという判断が出たこの航空自衛隊のイラクの輸送、この中にひよっとして、イラクの人々、傷ついたりとか命を奪ってしまうような輸送もひよっとしたらあり得たかもしれない。それが弾薬かもしれないし、それが米軍人だったかもしれないし。

もう皆さん、何度もここでイラクのお話をしていると思います、イラク・ボディー・カウ

トが発表している。必ずここで何度もお聞きするイラクのことに関して、日本が参加したのは戦争が終わった後だという言葉がよく聞かれます。

でも、残念ながら、イラクに戦後はないんですよ。今もずっと続いていると。二〇〇三年から一三年までずっと、イラク・ボディー・カウントが数えている数で十四万人以上の民間人が犠牲になっていると。余りにもあり得ない。二〇〇七年の一年間で千四百四十七回空爆されたら一体どうなるかということ想像していただければ分かります。その空爆に参加したかもしれない米軍人、ひよっとしたら弾薬、分らないです、そのようなものが搭載された可能性があるかもしれないからこそ、名古屋では違憲という判決が出たわけですよ。

航空自衛隊のイラクでの空輸活動については、二〇〇八年の名古屋高裁で違憲判決、憲法違反だという判決が出たというのは先ほども言いました。イラク特措法を合憲としても、憲法九条一項に違反する活動を含んでいることが認められる。人道支援と言われるものの実態は結局米軍との武力行使一体化であったと。それがはっきりと司法によって判断された。イラク戦争でも、我が国は多くの民間人を殺すことに加担していた可能性が高いんだって。この振り返りをしないことには、自衛隊の活動地域の拡大なんてできませんか。これ、すごく重要なことだと思えます。この法案だって、違憲だとされる、司法判断されるという日が恐らく来る可能性高

いですよ。(発言する者あり)一〇〇%です、真っ黒です。小西さんもおっしゃっています。

とにかく、総理は衆議院の質疑で、国連憲章上違法な武力の行使を行ってれば、それは国際法上認められないことであり、我が国はそのような国を支援することはないと答弁されていた。我が国がジュネーブ条約や国際人道法、国際人権法に違反する行為、つまり戦争犯罪に協力するなんてことありませんよねってお聞きしたら、総理は、我が国は、我が国として、国連憲章上違法な武力の行使を行う国に対して支援や協力を行うことはないわけでありますとお答えになつておられるわけです。ああ、じゃ、安心してきるよなつて思えるかなつて。

戦争にはルールありますよね。戦場にはルールがありますよね。当然です、ルールがなきゃ取り締まれないし、それが違反だと言えないんだからつて。ルール・オブ・エンゲージメント、部隊行動基準というんですか、自衛隊では戦争、戦争、その戦争に巻き込まれているところでのルールというものがあられるけれども、これからアメリカと一体化、恐らくしていくと、アメリカの後方支援に回ると。そこで駆け付け警護みたいなことが行われるとするならば、それは間違いなくアメリカの違法な戦争に巻き込まれるおそれが高いということですよ。

一体どうなるかって。イラクだってそうですよ。本法案がもし通っていたとしたら、イラクの時代に、恐らくアメリカの戦争犯罪に巻き込まれていた可能性はあるかもしれない。イラクでも、戦争犯罪の常習犯と、NGOであつ

たり、いろいろなイラクの人々を助けていたNGOの方々は、もう常習犯だと言っています。

二〇〇四年の四月、米軍はイラクのファルージャという都市を包囲をした、猛攻撃を行った。翌月、国連の健康に対する権利に関する特別報告官が、ファルージャの攻撃で死亡したのは九〇%が一般市民だったつて。修羅場なんですよ。駆け付け警護なんて修羅場じゃないですか。じゃ、誰が味方ですか、誰が敵ですかつて見分けられますか。やつちやいけないことをやろうとしているんですよ。その結果、アメリカが民間人を大量に殺りくしてしまったという過去があるじゃないですか、イラクに。だから、イラク戦争を、それに加担した者として検証する必要があるんですよ。

その当時、ファルージャ攻撃を行ったときに、国連は、一刻も早く人権侵害行為に関して独立した調査を行うべきであるという声明も出しています。

救急車まで攻撃されたつて。これ国際法違反ですよ、救急車ですもの。学校も占拠して、学校の上に土のうを積み上げて、住民を撃つためのスポットにしたんですつて。むちゃくちゃですよ。でも、しょうがない。どうしてか。先ほど言ったROE、戦時下でのルールがむちゃくちゃになつていったからだつて。

ROEに関していろいろな答弁があつたと思います。その中ではっきりした答えというのは出ましたか。アメリカ側に寄るのか、日本側に寄るのか、新しいものを作るのか。戦闘地帯でイニシアチブを握っている人たちのROEに引き

ずられるんじゃないですか。駆け付け警護という話になつて、修羅場になつていて、とにかく撃て、撃ちまくれという話になつていて、とにかく、気を付けながら撃たせていただきますという状況になりますかね。

話を戻ります。じゃ、その米軍のファルージャではどんな戦いだったのか。二〇〇四年の十一月から米軍の大規模攻撃を受けていたファルージャ、この作戦に参加していた米兵が、「冬の兵士 良心の告発」というDVDでも語っています。

攻戦の訓練を受けていた全員が、みんな攻撃を受けた前にキャンプに行くつて。その訓練を受けたある日、軍法、軍の法律、軍法の最高権限を持つ部隊の法務官に招集された、そしてこう言われたつて。武器を持つ人間を見たら殺せ、双眼鏡を持つ人も殺せ、携帯電話を持つ人は殺せ、何も持たず敵対行為がなかったとしても、走っている人、逃げる人は何か画策しているとみなして殺せ、白旗を掲げ命令に従つたとしても、わなとみなし殺せと指示されたそうです。ファルージャで私たちはその交戦規定に従つたつて。米兵たちは、ブルドーザーと戦車を使つて家屋を一つ一つひき潰していった。人間は全部撃ち尽くしたつて。犬や猫や鳥など動くもの何でも撃つた。動物もいなくなつたから死体も撃つたつて。これ、一部の米兵がやったことじゃない、米軍が組織的にやったことなんだつて。軍法の最高権限を持つ部隊の法務官が招集してそれを伝えておられるんですよ。

そのような状態に巻き込まれたとしたら、自

衛隊が国際法違反、戦争犯罪に巻き込まれるという可能性、高いに決まっているんじゃないですか。自衛隊員を戦争犯罪者にしないでくださいよ。余りにも歯止めのないような穴だらけの法案を、どうしてこれを無理やり通そうとするんですか。自衛隊は物じゃない、自衛隊員は人間ですよ。この国を専守防衛で守るといふことを、服務の宣誓を行って、そして正義感を持って、この国を守ってくれ、災害からも専守防衛でも守ってくれるという心意気を持った若い人たちも、そしてそうでない方々も自衛隊に集まってくれているんですよ。その方々に対して、この国の憲法を無視したような内容を今これだけ急いで通そうというのは、余りにもあり得ない話じゃないですか。

納得する人いますか。若い自衛官で納得している人いますか、命令だったら行くしかないよなって。(発言する者あり)本当です。おまえら行けよって。国会議員が行けよ、決めた総理が行けばいいじゃないか、防衛大臣行けよ、外務大臣行けよって、若い人々はよくそういうことを言います、この戦争法案に関しての話をしているときに。おかしいだろうって、どうしてこういう穴だらけの法律を作るんだって。もしも有事の際には真っ先に最前線に行きますと政治家が言ってくれるならば、まだ、まだ許せるかもしれない、そのように若い方々はおっしゃいます。とにかく、自衛隊員に関して一体どのようなカバーがされるのか、考えられていますか。もしものがあつた場合、その家族は幾ら受け取ることができるんでしょうか。

服務の宣誓とは違ったことをさせられる、これ大きく変わっていますよね、仕事の内容。余りにもおかしいじゃないですか。もう一回服務の宣誓取り直してからにしろって話じゃないですか。何よりも憲法の改正を先にするということをやった上でこれを出されたならば、まだ話合いは前向きにできる可能性もある。憲法改正、いい悪いは置いておいて、段取りが違うじゃないか、段取りが違い過ぎることが余りにも多過ぎるじゃないかって。

鴻池委員長、このような形で不信任動議ということになったけれども、どうして不信任動議になったのかというと、段取りが違うじゃないですかということからですよ。それまでのこの委員会の運営は、私のような者にもしつかりと時間を与えてくださり、そしてお話を聞いてくださった。そのことに對しても感謝をしている。でも、明らかに地方公聴会からは様子が変わってきた、段取りが変わってきた、そのように思うんです。

何よりも隊員の皆さんの安全というものが担保されていない限りは、海外になんてその活動範囲拡大させるわけにはいかない。当然です。一般雇用契約でいうと、完全にこれアウトですよ。全然変わっているじゃないですか。不利益変更じゃないかって。労働条件、労働内容、勤務地、大きく変わることに對して、どうして、しようがない、行ってくれで行ってもらおうという形にしてしまうんですか。余りにもあり得ない。

この自衛隊に對してのフォロー、自衛隊員の

皆さんに對してのフォローというものをもつと広げていかなきゃいけない。ふだんからされていますか。

相談体制の弱さというものが挙げられると思うんです。これ非常に重要なことだと思うんです。鴻池委員長も、本法案の審議、委員長として参加されていますけれども、やはり自衛隊員の方々がどのような状況に置かれていくかということとは非常に重要なことだとお考えになっている方のお一人だと思えます。

例えば、どのような形で自分のメンタルという部分の相談をすればいいのかって。現在の自衛隊員の方々、電話相談はあるらしいです、OBの方、OGの方に。でも、あなたのサポートダイヤルという名前であるけれども、自分の勤める組織の先輩に相談できるかなって。難しいですよ。考えていただきたいんですよ。そういうものを整備されていないのにこういうものを進めようとしちゃ駄目なんだって。

考えてみたら、イラク特措法、補給支援特措法に基づいて海外に派遣された自衛隊員のうち、在職中に自殺された自衛隊員の合計は五十六人なんです。これ、退職者は含まれないんですよ。一方、アメリカはどうか。二〇一〇年の会計年度予算でメンタルヘルス対策関連経費四十五億六千万ドルです。これ、米国の退役軍人省の予算らしいんですけども。

そのような、戦場に大量に人を送ったりとか、非日常的な場所に人々を送り込むというようなことになってメンタルが壊れてしまうようなことになれば、このようなメンタルヘルスの対策

関連経費も必要になるし、ただでさえ必要な社会保障費がどんどん削られていってしまうというのを理解されているのか。それに対する整備をする気はあるのかという話だと思うんです。(発言する者あり) 装甲救急車もないと、先輩からのお話もあります。

じゃ、この国、先ほどの話に戻ります、鴻池委員長のお話に行く少し前に、先ほど、じゃ、この国の政治は一体どちらの方向を向いているのかと。皆さんも昨日聞かえていたでしょう。外から聞こえる。めったなことじゃないと聞かえないですよ。ふだんトラックの音とか聞こえますか、ここ。大きく、あれだけの声を上げるといふ人々がこの国会周辺を取り囲んでいる。どうしてと、暇だから、違います。今この法案が通されたら、そこに担保される未来なんて、もう光なんてないということを感じるんですよ。

こんな勝手な法案を通すために憲法を解釈で変えてしまう。アメリカに渡って約束をしよう。しかも、自衛隊のトップまで行ってそのような話をしてしまう。誰の国なんですか。はつきりしているんですよ。余りにもはつきりし過ぎていて。

この安倍政権の二年間の動きを見ていけば、全て企業側を向いた政治しか行われていない。本法案もそこにつながっていくと思います。武器輸出、この国は武器輸出に関して歯止めがありましたよね。その歯止めを事実上なくしてしまったのは安倍政権でした。それによって皆さんの税金、横流しされるような気がしませんか。当然です。予算として付けなければいいんだか

ら。五兆九百十一億円という防衛予算が組まれると。

でも、その一方で、ローンを組んで武器、兵器を買えるんだというような法律、五年ローンを十年ローンまで延ばしているんですよ。四兆八千億円超えているんですよ。表向きの五兆円だけじゃ分らない。でも、しつかり計上先を変えて、これ国民だましていませんか。防衛費は増えないという発言をされていますが、防衛費、既に増えているし、これから増えていかなるを得ないという状況、当然です。

海外からもこのような情報が入ってきているじゃないですか。どのような情報が入ってきているか。スターズ・アンド・ストライプス、星条旗新聞、これはアメリカの準機関紙です。二〇一五年五月十三日の分、何て書いてあったか。アメリカの防衛予算は既に日本の自衛策を当てにしている。二〇一六年の最新のアメリカ防衛予算は、日本政府が後押しをする新法案、すなわち同盟国防衛のための新法案を可決するという前提で仮定をしている。見込まれているらしいですよ、もうこれを通るからって。これが通るから、だから四万人アメリカは兵員を削減したと。防衛予算も日本のこの法案が通ることを見込んで自分たちは減らしている方向だと。

フォーリン・ポリシー、皆さん御存じですよ。米国の権威ある外交政策研究季刊誌フォーリン・ポリシー、七月十六日にこのような見出しがあった。日本の軍事面での役割が拡大することはペンタゴンとアメリカの防衛産業にとつ

て良いニュースとなった。

どういうことか。金が掛からない上に金ももうけられるって。誰がもうけるんでしょう。

日本政府は多くの最新の装置を買うことができる。それはアメリカの防衛産業にとって良いことであると書かれているんです。テキサスに本社を置くロッキード・マーチン社製のF35、バージニア北部に本社を置くBAEシステムズ社製の海兵隊用の水陸両用車両、日本政府は購入する予定。日本政府はまた、アメリカに本社を置くノースロップ・グラマン社製のグローバルホークの購入計画を持っている。二隻のイーグルスレーダーを備えた駆逐艦とミサイル防衛システムの開発を行っている。これらはロッキード社製だとフォーリン・ポリシーには書かれている。いいんですか、こんなことで。

第三次アーミテージ・ナイ・レポートにも書いてあるとおり、今回の安保法制は、戦争法制も、原発再稼働も、TPPも、特定秘密保護法も、防衛装備移転三原則も、サイバーセキュリティ基本法も、ODA大綱も、全部アメリカのリクエストであり、そしてニーズだ。米軍のニーズだから変えなきゃいけないって、ニーズってのはつきりおっしゃっているんですよ。これはアメリカのことだけじゃない。アメリカも日本と同じように、企業によってコントロールされている政治が幅を利かせているのかもしれない。

御存じですよ、皆さん、先日、経団連が発表いたしました、武器輸出の推進を提言、国家戦略として推進するべきだ。これは前から言わ

れていることです。ずっと政治に対して、提言、命令を行ってきたのが経団連、日本経済団体連合会。

それだけじゃない、派遣法、これに関しての提言も行ってた、二〇一三年七月。外国人労働者に至っては二〇〇四年四月十四日。それが広がっていったらどうなる。この国でより安い労働力がたくさん入ってきたとしたら、企業は喜ぶでしょう。どうして政治がそのようなことを開いていくんですか。ホワイトカラーエグゼンプション、残業代ゼロって話ですよ。労働の基本の法律が破壊される、これは二〇〇五年に経団連からの提言。

消費税は最終的には一九%にまでしろって言うているんです、二〇二五年までに。おかしくないですか。その一方で言っていることは、自分たちの法人税を下げろって。法人税を下げた分この国の収入がなくなるから庶民から取れ、そういう話になっているんです。どうしてそれを片っ端からかなえるんですか、今の政治は。武器輸出もそうです。余りにもあり得ませんよね。全てが関係しています、全てが。鴻池先生がそのように関係があるという話ではありません。本法案に関して、一体何が目的なのかというのを私ははっきりさせたい。強い国、美しい国というスローガンを挙げられた皆さん、与党の皆さん、本当に私も強い国、美しい国にしたい、その気持ちは同じです。鴻池委員長も同じ思いでしょう。その気持ちにうそはない。

でも、実際を見てほしい。この国には、六人に一人が貧困、二十歳から六十四歳までの単身

女性、独り暮らしの女性三人に一人が貧困。貧困ってどんな状態。月々十万円以下で暮らしているような人、ざっくり貧困。大人が貧困だったら子供も貧困。当たり前ですよ。

ここに予算付けている場合じゃないんですよ。どんどん軍事を膨らましていけば、この国の主な産業が軍事になってしまうという話。だとしたら、アメリカのように軍事を中心にこの国の経済を回さなきゃいけない。建国して二百三十九年、その九三%を戦争でつないできている。その使いつ走りとして自衛隊は出せない、自衛隊員はこの国の宝だ、災害があったときにたくさんの人々を救ってくれ、そして専守防衛でも命を懸けてくれると言っている……

○理事（佐藤正久君） 山本委員に申し上げます。

理事会協議で、討論は常識の範囲となっております。かなり時間が経過しておりますので、討論を取りまとめをよろしくお願いします。

○山本太郎君 済みません、まだまだ言いたいことがたくさんあったんです。まとめた方がいいって言うことですね。（発言する者あり）あるいはとうございませぬ、本当に。そうですね、自分の中でスケジュールがあつたので、なかなか急にまとめると言われても、もう少しお時間をいただけますか、これ。（発言する者あり）分かりました。じゃ、終わりにした方がいいですよ、分かりました。

じゃ、最後に言わせてください。

私たちは、もちろん、今回のお話は鴻池委員長に対する動議、それに賛成をするという話で

私は話を始めております。けれども、やはり、その内容の振り返りも含めた上でのお話ということが、いかに自由な発言を認めてくださったいた鴻池委員長が今このような不穏な動きをされたというのは、圧力掛かっているんじゃないかなって思うんですよ。汚い仕事をさせないでいただきたいんです。正々堂々と公平公正な委員長としての審議をされていた鴻池委員長に対して、私たちは、日本の安全保障に関する対案となる政策も主張していかねければならないと思います。当然です。

日本の領域に対する急迫不正の侵害に対しては、従来どおり、個別的自衛権、日米安保、もちろん安保の内容や地位協定の改定の必要はあると思いますが、それで対処できません、従来どおり。尖閣、小笠原、東シナ海の中国漁船等については、海上保安庁の能力を一段と高め、自衛隊はそれをサポートすべきだと。南シナ海に対しては、軍事力ではなく外交力で対処すべきだと。安倍政権が一番弱い部分ですよ。ASEAN諸国と連携し、APERCの枠組みで海上輸送路の安全を確保すべきだと。中国に国際法に違反するような行為があつたとするならば、中国、中国という名前がよく政府から出てくるのであって中国と言いますが、APERCやG7なども協力して経済制裁をすることが一番の道じゃないかと。

もう武力で緊張状態をつくる時代じゃないんですよ。それをやって傷つくのは、この国に生きる人々、そしてその相手国の人々。中国を見れば分かるじゃないですか。アジアの輸出どれ

ぐらいですか、五六%、輸入は五一%。経済連携によって一歩踏み外すことを止めることはできませんよね。外交力です。（発言する者あり）はい、分かりました。

それでは、そろそろまとめに入りたいと思います。

このような私の自由な発言に対しても、鴻池委員長は私にたくさんのチャンスをくださった方。でもやはり、まだ会期が残っているにもかかわらず、この法案を途中で切り上げて、そして数の力で押し切ろうという姿は、たとえ鴻池委員長であっても、私はこの動議に賛成する以外にない、断腸の思いで私の不信任動議に対する賛成討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○理事（佐藤正久君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君不信任の動議に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○理事（佐藤正久君） 起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。

鴻池委員長の復席を願います。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

○委員長（鴻池祥肇君） ……（発言する者多

く、議場騒然、聴取不能

〔委員長退席〕

午後四時三十六分

本日の本委員会における委員長（鴻池祥肇君）復席の後の議事経過は、次のとおりである。

速記を開始し、

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第七三号）

○武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（参第一六号）

○在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第一七号）

○合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第一八号）

○国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（参第一九号）

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（参第二〇号）

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（参第二三三号）

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一

部を改正する法律案（参第二四号）

右九案を議題とし、

○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法第七三号）

右両案の質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。

なお、両案について附帯決議を行った。